Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-16

ソビエト・システムの崩壊と大統領制の誕生 : 1990年第3回ソ連邦人民代議員大会の展開

森下, 敏男

(Citation)
神戸法学年報,6:101-179

(Issue Date)
1990

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81005119

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005119

ソビエト・システムの崩壊と大統領制の誕生

―1990年第３回ソ連邦人民代議員大会の展開―

森　下　敏　男

第１章　大統領制の導入
（１）　大統領制に関する改正憲法の条項
（２）　憲法改正手続きの混乱
（３）　大統領制をめぐる討論
（４）　大統領制の成立
（５）　ゴルバチョフ大統領の選出

第２章　その他の諸問題
（１）　ルキヤノフ最高会議新議長の選出
（２）　リトアニア独立問題
（３）　共産党の指導性原則の破棄
（４）　所有制度改革その他

第３章　ソビエト大統領制の特質
（１）　大統領制採用の必然性
（２）　ソビエト・システムから権力分立体制へ

最初のソビエト議会ともいえる第１回ソ連邦人民代議員大会は、1989年５～６月に開かれ、それにひき続いて同年６～８月には新生のソ連邦最高会議第１会期が開催された。その動向については別項で詳しく紹介したとおりである。[(1)] 続く89年12月の第２回ソ連邦人民代議員大会は経済改革問題を中心的議題とし

たが、同時に、大会や最高会議を、西欧型の議会として運営するための議事運営規則を定め、また人民代議員の地位について審議した。さらにソ連邦憲法監督委員会も正式に発足することになった。これによって、近代的な立法権力が一応確立され、司法権については未だ弱体ではあるが、ともかくも憲法体制を保障する仕組が作られたのである。次いで90年3月の臨時第3回ソ連邦人民代議員大会では大統領制が導入され、近代的な執行権力が確立された。このような政治制度改革によって、旧体制の遺産を引きずった歪んだかたちではあるが、ともかくも近代的な権力分立体制がハードの面では一応成立したのである。今後の課題は、その内容を充実させるとともに、同じくこの大会でその方向性が確認された複数政党制への移行の問題をはじめとして、ソフトの面での民主化・自由化を推し進めることである。さらに政治改革の第二段階としての連邦問題、司法権の問題がまだ残されている。

このような一応近代的といえる国家システムの成立は、ロシア革命以来のソビエト・システムの破産を意味している。ソビエト・システムの崩壊が一般的に社会主義的政治システムの崩壊を意味するわけではないが、ソ連史に則していえば、やはりそれは社会主義の破産と一体のものである。ソ連邦の正式な名称は、「ソビエト社会主義共和国連邦」であるが、現在「社会主義」または「ソビエト」の語を国名から削除することが検討されているのも、そのことを物語っている。本項では、第2回・第3回のソ連邦人民代議員大会を合わせて分析の対象とする予定であったが、誌面の都合もあり、大統領制度を導入した第3回大会の方だけをとりあげることにする。大統領制の問題を中心にとりあげるが、合わせて、第3回大会がとりあげたその他の諸問題（複数政党制、所有制、最高会議新議長の選出、リトアニア独立問題）についても簡単に触れる

(1)　拙稿「ソビエト議会のドラマ的展開」（『神戸法学年報』第5号、1989年）、「ソビエト議会の試行錯誤的展開」（『神戸法学雑誌』第40巻第1号、1990年）参照。

ことにする。

今回の憲法改正の過程を簡単に概括すると次のようである。憲法第6条（共産党の指導性原則）の改正問題は、89年秋の最高会議第2会期や同12月の第2回人民代議員大会でもとりあげられたが、その時点では改正は見送られていた。ただその理由は時機尚早ということであったから、近い将来改正されることは予想されていた。しかし89年秋の東欧の激変を経て、ソ連においても改革のいっそうの推進を迫られることになり、90年1月の段階では、大統領制の導入による国家体制の強化、共産党の指導性原則の破棄による政治の民主化、所有制度の改革、党組織の改編等について、指導部内で合意ができあがっていた。そして臨時の人民代議員大会の招集と第28回党大会の早期開催によってこれらの改革を断行することになったのである。

90年2月5～7日には、党大会の開催を準備するための共産党中央委員会総会が開かれ、憲法第6条の改正と大統領制導入の問題が議論された。同総会が採択した党の政綱案「人道的・民主的な社会主義をめざして」は、これらの改革を承認する内容を含んでいた。2月12日にはソ連邦最高会議幹部会が開かれ、憲法改正問題をきたるべき最高会議の議題とすることが決定された。[2] 2月14日には最高会議第3会期が開かれ、この問題の審議が始まった。2月27日、最高会議は、大統領制の導入と憲法改正を「基礎として採択する」ことを決定した。[3]「基礎として採択する」という決定形式はソ連ではしばしばみられるものである。原則として承認し、詳細はさらに検討する、あるいは他の機関に委ねるという場合に用いられる。この場合、憲法改正は人民代議員大会の専管事項であるから、最高会議としては、改正案を承認し、大会に提案するという意味

---

(2) См.Заседание Президиума Верховного Совета СССР, 《Известия》, 13 Февраля 1990г.

(3) См. Постановление Верховного Совета СССР, 《Известия》, 28 Февраля 1990г.

である。大会を3月12日に招集することもあわせて決定された。3月5日には憲法改正案が『イズベスチャ』紙上に公表された。3月12〜15日には人民代議員大会が開催され、わずか3日間の審議で憲法改正を承認した。これだけの重大な改正が、草案の公表から10日後には決定されるというのは、いかにも拙速主義という感は否めない。しかしペレストロイカは革命であり、法的視点から見れば革命とは朝令暮改の繰り返しであるから、このことも当然といえるかもしれない。

なお大統領制の導入に際して、アメリカ合衆国・フランス等の外国の大統領制の研究も行われたが、特にソ連の大統領制はフランスのそれにやや似ているようである。(4)

第1章　大統領制の導入

（1）　大統領制に関する改正憲法の条項

1990年3月、臨時の第3回ソ連邦人民代議員大会が開かれ、憲法を改正して大統領制を導入した。1977年に制定され88年・89年と改正された現行憲法は、第15章「ソ連邦人民代議員大会およびソ連邦最高会議」、第16章「ソ連邦閣僚会議」となっているが、90年改正によりその間に第15章の1「ソ連邦大統領」が挿入された。そして第127条から第127条の10までの11ケ条が新設されたのである。その基本的内容はつぎのとおりである。

まずソ連邦大統領はソ連の国家元首であることが明記されている（新127条）。革命以来、ソ連では「元首」概念は否定されてきた。それは君主概念の隠れた

---

(4) См. Ничего, кроме закона, 《Известия》, 24 Февраля 1990г.;
Президент: арбитр и гарант 《Известия》, 7 марта 1990г.

継承であり、絶対的支配者を求める庶民の従属的心情の表れとみなされてきたのである。ただ対外的に国家を代表する機関は必要であり、最高会議幹部会が一応それに当る（集団的元首）とされてきた。88年の改正によってソ連邦最高会議議長のポストが新設されると、それは「最高の公職者」と規定され、元首に相当するとみなされていた。しかし「元首」という表現はまだ用いられていなかったのである。

大統領は35歳以上65歳以下の市民から選出されることになっている。選挙の時に65歳以下であれば、任期中に65歳を超えてもよいものと解せられる。ゴルバチョフ大統領は初代大統領就任時に59歳であり、任期の切れる５年後は64歳であるから、再度候補者になることができる。同一人物が二期を超えて大統領になることはできない。指導的地位の任期を２期10年に制限するというのは88年の共産党第19回協議会以来採用されてきた原則であったが、制度が変る度に計算し直すことになり、結果として若干任期が伸びることになる。大統領は普通・平等・直接・秘密選挙で選出されることになっているが、初代大統領はソ連邦人民代議員大会が選出した。候補者の数に制限はない。人民の選挙で選ぶ場合、大統領に当選するためには、全投票者の過半数の票を獲得し、かつ15の加盟共和国の過半数においても過半数の票を獲得しなければならない。全投票者の過半数を獲得しても、８つの加盟共和国（加盟共和国が従来どおり15と仮定した場合）で過半数が獲得できなければ落選である。

大統領の選挙手続は別に法律で定める。大統領は人民代議員になることはできない。大統領は他の職から報酬を受け取ることはできない。党書記長を兼任していても、書記長としての報酬を受け取ることはできないのである。ゴルバチョフ氏は、それ以前は党書記長としての報酬以外は受け取っていないと説明している（以上、第127条の１）。

大統領は不可侵の権利を有するとされており、身分を保障されている。大統領を解任することができるのはソ連邦人民代議員大会のみであるが、それは大

統領がソ連邦の憲法または法律に違反した場合に限られる。政治路線の違いを理由に解任することはできないのである。解任の発議権を有するのは同大会およびソ連邦最高会議であるが、その際ソ連邦憲法監督委員会の結論を考慮に入れることになっている。大統領が憲法や法律に違反しているか否かを公式に判断しうるのは憲法監督委員会だからである。解任決定は人民代議員総数の3分の2の多数決による。（第127条の8）。投票者ではなく代議員総数の3分の2であるから、解任はかなり困難であろう。大統領が何らかの理由で職務を遂行できなくなった場合は、3ケ月以内に新大統領の選挙が行われるが、それまでの期間は、ソ連邦最高会議議長が大統領の職務を代行する。それも不可能な場合はソ連邦閣僚会議議長が代行する（第127条の10）。

大統領の権限は極めて強力である（第127条の3）。それは88年の憲法改正で新設され、これまでゴルバチョフ氏が就任していたソ連邦最高会議議長の職務の一部とソ連邦最高会議幹部会の権限を合わせ、さらに新しい権限を付加したものである。ここではその権限を旧制度と比較しつつ、①元首としての統合的権限、②一応「執行権の長」としての権限といえるもの、③形式的・儀礼的権限、④非常権限の4つに便宜的に分けて整理しておきたい。

①まず元首としての統合的権限である。ここに分類する権限は、憲法の旧規定には存在しなかったものが多い。大統領は、元首として国の内外でソ連邦を代表する（3項）。次に、大統領は市民の権利・自由の遵守およびソ連邦の憲法・法律の遵守を保障する（1項）。この規定の具体的な意味は明確でないが、従来最高会議幹部会が有していた憲法統制権は、この規定により大統領に移行したことになっている。これは大統領の権限を異常に拡大するものであるが、90年中に既に数回行使されている。

ソ連邦・加盟共和国の主権の保護、国の安全と領土保全、ソ連邦の民族的国家構造の諸原則の実現のために必要な手段をとる（2項）。この規定も、最後の部分は意味が不明確である。独立・自立の道を歩みつつある加盟共和国に対

して強硬措置を採ることを正当化する規定になるかもしれない。独立を宣言したリトアニアに対して行われた経済制裁は、この規定に基づくのかもしれない。

ソ連邦の最高国家権力機関（一応代表機関を意味する）と最高管理機関（閣僚会議）の相互作用を保障する（4項)。この条項は、ソ連邦大統領の位置のあいまいさを示している。大統領は執行権力の長とは規定されておらず、立法・行政機関を調整し協調させる機能を有するとされているのである。これまでの最高会議議長のポストも正にそれであり、それは立法府の長でありながら、それにとどまらず半大統領的な性格ももっていた。新しい大統領の地位は、この最高会議議長のポストの延長線上にあり、なお立法府との関係が断ち切られていないのである。言い換えれば、大統領と執行権（閣僚会議）とのつながりはなお十分ではなく、前者が直接後者を指導するには限界があるのである。後述のように、西欧型の権力分立論との相違がここに表現されている。なお最高会議の連邦院と民族院の意見が一致しない場合大統領は調停案を作成するが、それでも合意が得られず、しかも急を要するときは、大統領は最高会議の改選を人民代議員大会に提案することができる（16項)。それ以外に議会の解散権のような権限はない。

②次にいわば「執行権の長」としての職務である。そのかなりのものは、以前はソ連邦最高会議議長が有していた。まず大統領は、ソ連邦人民代議員大会に国の状況について年次報告を行い、同最高会議に内政・外交政策の最重要問題について情報を与える（5項)。ソ連邦の閣僚会議議長、人民統制委員会委員長、最高裁長官、検事総長および首席国家仲裁官を最高会議に提案し、その決定を得た後に人民代議員大会の承認を求める（6項)。身分の保障されている最高裁長官を除いて、これらの職務からの解任も提案できる。ここまでは旧最高会議議長の職務にだいたい一致する。次に大統領は、最高会議に対して、閣僚会議の総辞職の問題を提起する。また首相の同意のもとに、個々の大臣の解任・任命を行い、その承認を最高会議に求める（7項)。大臣の人事につい

てはさらに後述する。

大統領はソ連邦の法律に署名する。大統領は法律に異議がある時は2週間以内に最高会議に差し戻して再審理を求めることができる。最高会議が3分の2の多数で法律を再可決した時は、大統領は署名しなければならない（8項）。この拒否権は新しく設けられたものであり、大統領の議会に対する優位を保障している。もっとも人民代議員大会も法律を制定しうるが、大統領が拒否権を行使しうるのは最高会議の法律だけだと解せられる（憲法には明記されていない）。

大統領はソ連邦閣僚会議の決定・処分の効力を停止する権限を有する（9項）。政令（閣僚会議決定）の破棄権ではなく、停止権にすぎないのが注目される。これは大統領が執行権の長として直接政府を指導する立場にはないことを反映している。破棄権の場合は、それを行使すると当該決定は無効となる。しかし停止権の場合は、当該決定は無効になるのではなく、その効力が停止されるだけであり、その決定を最終的にどうするかは政府自身が決めることになる。政府が大統領の決定に従わないことも可能性としてはありうる。なお最高会議の方は閣僚会議の決定・処分を破棄しうるのである（113条の18）。閣僚会議は、大統領よりも最高会議に直接従属していることになる。この点、権力分立論的構成とはかなり異なっていることになる。

また従来は最高会議議長が国防会議を主宰することになっていたが、改正により、大統領が国防関係諸機関の活動を調整し、ソ連軍最高司令官となる。また上級司令官と軍法会議裁判官の人事権を有する（10項）。なお国防会議の制度は廃止された。旧来の最高会議議長に代り、大統領が外交交渉を行い、条約に調印する（11項）。

③従来最高会議幹部会が有していた次のような形式的・儀礼的権限は、改正によって大統領に移った。軍隊の上級階級位の授与（10項）、ソ連の外交代表の人事権、外国の外交代表の信任状の受理等（11項）、勲章・記章・名誉称号

の授与（12項）、国籍授与・国籍離脱、国籍剝奪、亡命等の問題解決、特赦（13項）。

④ここで言う非常権限とは、宣戦布告、非常事態宣言等を指す。従来はこれらの権限はソ連邦最高会議や同幹部会が有していた。つまり宣戦布告と動員令発布は最高会議の権限であるが、その閉会中は同幹部会の権限となっていた。また戒厳令布告、非常事態宣言、特別統治形態の導入は幹部会の権限であった。憲法改正により、これらの権限の多くが大統領に移った。大統領は総動員または部分的動員を宣言する。またソ連に対する武力攻撃があった場合宣戦を布告するが、その場合はこの問題を直ちに最高会議の審議にかけなければならない。また大統領は、ソ連の防衛および市民の安全のため、個々の地域に戒厳令を布告する。大統領が戒厳令・非常事態を宣言するのは、「個々の地域」についてであり、全国規模の場合は最高会議の権限となる。戒厳令の布告手続・その内容については別に法律で定める。（14項）。

旧規定では、戒厳令・非常事態の宣言には、「関係する加盟共和国の最高会議幹部会と必ず協議した上で」という条件がついていた。改正憲法では、戒厳令についてはこのような条件がまったくなくなっているが、非常事態宣言については条件が厳しくなっている。大会でこの点をめぐって激しい議論があったことは後述のとおりである。非常事態は、当該加盟共和国の最高会議（幹部会）の要請により、またはその同意を得て宣言され、同意なく導入した場合は直ちにソ連邦最高会議の承認を得なければならない。この場合最高会議の決定は議員総数の３分の２の多数決で行われる。非常事態を宣言した場合、大統領臨時統治の制度を導入することができる。非常事態・大統領統治の制度の詳細は別の法律で定められる（15項）。

なお大統領は、ソ連邦の憲法および法律に基づき、その執行のために大統領令（ウカース）を発する（第127条の７）となっている。これはかつて最高会議幹部会がウカースを発していたことに対応している。ソ連では法令の概念が

極めてあいまいであり、このウカースも、特定の内容と効力をもつ法令の一形態を示すものではなく、以前は最高会議幹部会が発する法令はほとんどすべてウカースと呼ばれていた。そして、旧幹部会は、勲章・称号の授与（量的にはこれが圧倒的に多い）から、人事、法律の改正、そして憲法上その権限を与えられていないはずの事実上の立法活動まで行っており、それら雑多な種類の法令がウカースの名で公布されていたのである。改正憲法では、ウカース（大統領令）は「憲法・法律に基づき、その執行のための」という条件がついている（旧幹部会の場合ついていなかった）が、今後大統領令によって事実上立法活動が行われる可能性もある。大統領令は憲法監督委員会の審査対象となり（第124条2項)、また人民代議員大会は大統領令を破棄できる。後者は原案には明記されていたが、後に削除された。そのため疑問は残るが、後述のように、関係者は大会の破棄権を認めている。

なお大統領は法律の発議権を有し（第114条)、臨時の人民代議員大会の招集を最高会議に（第110条4項)、臨時の最高会議の招集を最高会議議長に提案する（第112条2項)、権利を有する。

ソ連邦大統領のもとには、その諮問機関として大統領評議会と連邦評議会が設置される。大統領評議会は、内外政策の基本方針を実現し、国の安全保障のための方策を策定するのがその任務であり、そのメンバーはソ連邦大統領が任命する。ソ連邦最高会議議長もその会議への参加権を有しており、この点でも立法・執行機関は画然と区別されているわけではないことを窺わせる（第127条の5)。連邦評議会は、連邦条約の遵守の問題を検討し、民族政策の実施措置を策定し、民族紛争の解決に関する勧告をソ連邦最高会議民族院に提出し、加盟共和国の活動を調整する等の任務をもっている。加盟共和国最高会議議長は連邦評議会の正式メンバーとなるが、その他ソ連邦最高会議の議長とその両院の議長、自治共和国等の自治構成体の長なども会議に参加する権利を有している（第127条の4)。自治構成体の長の参加権は原案にはなかったものである。

大統領は大統領評議会と連邦評議会の合同会議を開くこともできる（第127条の6）。

大統領制度導入に直接関係する憲法の改正は以上のとおりであるが、それに関連して他にも多くの条項が改正されている。

ソ連邦最高会議第一副議長のポストは廃止された。最高会議議長の職務が大幅に大統領へ移行したため、議長はその職務に専念できるようになり、第一副議長のポストは不要になったのである。議長が大統領に、第一副議長が議長へと昇格した感じになる。実際人格的にも、ゴルバチョフ氏が議長から大統領に、ルキヤノフ氏が第一副議長から議長へ「昇格」した。ソ連邦憲法監督委員会のメンバーは、旧規定どおり、ソ連邦最高会議議長が提案し、ソ連邦最高会議が選出することになっている。原案ではこの人事についても大統領が提案権をもっていたが、大統領令も憲法監督委員会の審査対象となるため、先のように修正された。最高裁長官・検事総長等の提案権が議長から大統領に移行したのと比べて、憲法監督委員会だけは別の扱いになっているわけである。

ソ連邦最高会議の基本規定に修正がなされたのは注目される。旧規定では、最高会議は「ソ連邦の国家権力の常時活動する立法・処分・統制機関である」となっていた。処分機能というのは執行機能を意味しており、また統制機能は別稿[(1)]で詳しく論じたことがあるように司法機能を含むより広い概念といえる。つまり旧規定は、権力分立論の否定と、ソビエト（最高会議もソビエトである）による立法・執行・司法の全権力の集中というマルクス・レーニンの古典的理論を反映していたのである。しかし改正憲法はこの規定から「処分」の語を削除している。そのことによって最高会議は立法機関として純化されたといえる。統制機能も、議会による行政統制という限定された意味をもつことになり、

(1) 拙稿「ソビエト司法の統制化」（社会主義法研究編『社会主義と司法』法律文化社1987年、所収）参照。

「司法に代る統制」という特殊な意味は喪失していこう。

最高会議の定例・臨時会期の招集権は同幹部会から同議長に移った。最高会議は宣戦を布告し、全国に戒厳令を公布し非常事態を宣言する。戒厳令や非常事態に関する権限は、かつては最高会議幹部会に属していたものが、大統領と最高会議に分有されることになったわけである。軍隊の派遣を決定する権限（かつてのアフガニスタン戦争のように）は、旧来（88年改正）通り最高会議に属する。法案発議権を有する諸機関からソ連邦最高会議幹部会が除かれ、大統領が加わった。最高会議議長の権限の多くは大統領に移行したため、議長の職務を定めた旧121条は意味を失い、全体として削除された。その機能は代表機関の議長としてのそれに限定された。ソ連邦人民代議員は、ソ連邦の人民代議員大会や最高会議で、閣僚会議その他の諸機関・公務員に対して質問することができることになっているが、大統領に対する質問は人民議員大会に限定されている。大統領は最高会議には直接責任を負わないのである。

大臣の人事は少し面倒である。今回の改正によっても、従来と同じように、最高会議は、首相の提案に基いて大臣の人事とその変更を承認するとなっている（第113条）。他方で既述の通り、大統領も首相の同意を得て大臣を解任・任命し、しかる後に最高会議の承認を求めることになっている。新しく閣僚会議が出発する段階では首相が人事の主導権を握り、また首相はいつでも大臣の更迭を提案できることになる。大統領は、任期途中で大臣を解任し、他のメンバーを任命するイニシアチブをとれるだけである。この点にもソ連の大統領制が、執行権の長としては不完全であることが表れている。例えば現在の外務大臣シェワルナゼが、ゴルバチョフ氏の抜擢によるものであることはよく知られている。しかるに外相、内相、財政相、国防相、国家保安委員会議長のような重要閣僚ポストの人事権は第一次的には首相が握っているのであり、大統領のそれは二次的なものでしかない。この点にもソ連の大統領制の意外な弱さがみられるのである。なお大臣の人事は最高会議の承認が必要であり、実際にはその手続き

がなかなか面倒であることは別稿[2]で詳しく紹介した通りである。改正によってさらに大統領が加わることになり、大所帯の閣僚会議の人事はいっそう複雑になった。

最高会議幹部会はかつては最高会議の閉会中の最高権力機関であったが、88年改正で主として最高会議の議長団を務めるという形式的機関になった。にもかかわらず、なお重要な権限が残されていた。しかし今回の改正で幹部会の権限を定めていた旧119条全体が削除されてしまい、その職務は議長団としてのそれに純化された。その権限の多くは、既述のとおり大統領に移ったのである。特に近年重要な意味をもち始めていた憲法統制権（加盟共和国の憲法・法律がソ連邦の憲法・法律に適合するよう保障する）も大統領に移った。最高会議幹部会は最高会議議長、両院の議長・副議長、最高会議各委員会の委員長、常任委員会委員長から構成される。従来と違って加盟共和国最高会議議長は加わらず（彼等が必ずしもソ連邦の人民代議員ではないという問題点も考慮された）、代って各加盟共和国から１人、諸自治共和国全体から２人、諸自治州・自治区全体から１人の人民代議員が加わることになった。

閣僚会議は最高会議に対して１年に１回以上活動報告を行い、大統領には規則的に情報を提供する。最高会議は自らのイニシアチブで、または大統領の提案に基き、政府を不信任することができる。その場合政府は辞職しなければならない。この決定は最高会議の総員の３分の２の多数決による。この規定によれば閣僚会議を辞職させることはなかなか困難であり、閣僚会議が、最高会議や大統領に対して一定の自立性を確保しているのが注目される。1990年に入ってから、ルイシコフ首相の解任の噂が何度も立ったが、本人が辞任を承認しない限り、解任は容易ではないだろう。従来は、憲法の規定とは関係なく、党の内部決定で国家のポストも決っていたが、現在は憲法を軸に政治が展開される

(2) 拙稿「ソビエト議会の試行錯誤的展開」（『神戸法学雑誌』第40巻１号、1990年）参照。

立憲主義が、ともかくも確立してきているのである。

裁判官の選挙制の規定にも修正が施された。軍法会議の裁判官は選挙ではなく大統領によって任命されることになった。軍法会議の人民参審員は従来通り軍勤務員集会で選挙されるが、公開投票の方法によることになっている。従来は、たてまえと現実のくい違いは当然とみなされていたから、たてまえの方は民主的に規定しておくことができた。しかし現在では、選挙がたてまえどおりに民主化されたため、軍法会議についてはたてまえの方を改定し、実態に合わせて非民主化することが必要になったわけである。

なお原案には副大統領の制度も設けられていた。副大統領は大統領に異変が生じない限り無用の長物になるため、外国の立法例も参考にし、最高会議議長を兼任することになっていた。しかしこの点については最高会議の側からの抵抗が強く、結局副大統領の構想は当面見送られたのである。

（2）　憲法改正手続の混乱

憲法改正のための人民代議員大会は1990年3月12日に開催された。相変らず議事運営は大混乱である。ソビエト議会の現状を知る上で興味深いと思われるので、最初にまず議事手続上の問題点をみておこう。当初の予定では、大会は3日で終るはずであった（1日目に憲法を改正し、2日目に大統領の候補者を選抜し、3日目に投票を行う）。まずルキヤノフ（当時ソ連邦最高会議第一副議長）が憲法改正案の提案報告を行った[(1)]。その後ドミトリエフ（農業アカデミー）は、討論抜きで改正案を投票に付すという乱暴な提案をしているが、それは圧倒的多数で否決された。12日は一日中討論が続いたが、夕刻になって討論を打ち切るかどうかが問題になった。打ち切り案と翌日の午前中までの継続案が提

(1)　以下本稿で紹介する議論は、特に註記しないかぎり『イズベスチャ』(1990年3月13～17日)に公表された人民代議員大会の議事録に依拠しているので、個別的に出典を示すことはしない。

案され、投票に付された。打ち切り案は賛成1,119、反対839で、賛成票が上まわったが、可決には総代議員（定員は2,250人だが、欠員があるため現員2,245人）の過半数（1,123人）の賛成が必要なため、4票の不足で否決となった。次いで翌日の午前中まで討論を継続するという案が投票に付されたが、賛成1,110票でやはり否決された。両案がともに否決されたため議事運営が混乱し、結局何も決められないままこの日の会議は終っている。ともかく、大会の討論を反映させた上で憲法改正の確定案を作成するための編集委員会が設置されている（ソ連では立法過程で一般にこのような手続を踏んでいる）。

翌3月13日、討論を午前中継続することで議事が再開された。しかし12時になつても討論が終了しないため、午後1時まで延長するという案が賛成多数で可決された。この間議長の職務はゴルバチョフ議長が務め、討論は約2千人の参加する総会形式で行われた。質疑応答形式ではなく、各代議員が一方的に意見を表明する演説大会のような形式である。適切な提案があれば、後で編集委員会がそれを考慮するというやり方である。一般に代議員は組織されておらず、個人の資格で発言しているが、ユ・アファナシエフは急進派の「地域間代議員グループ」を代表して、ブローヒンは保守派のグループ「サユース」（「連邦」を意味する）を代表して意見を陳述している。

3月13日午後、編集委員会委員長クドゥリャフツェフ（科学アカデミー副総裁）が、憲法改正案の修正を提起した。討論で提案されたいくつかの修正案が採用されている。その後この編集委員会の修正案をめぐって討論が続けられたが、ここでは主として質問者とクドゥリャフツェフの一問一答の形式をとっている。

13日の夕刻、議長ゴルバチョフは討論打ち切りの動議を採決に付し、それは賛成多数で可決された。まず投票方法として記名投票が提案され、1,220票の賛成で辛うじて可決された。票決の基準になるのは代議員総数（出席者ではなく）であるが、リトアニア代議員をどうするかが問題になった。独立宣言を行っ

たリトアニアの代議員団は、すでにソ連邦の代議員ではないという立場から、ソ連邦最高会議に正式には参加せず、ただオブザーバーとして出席しているという態度をとった。憲法改正には3分の2という特別多数が必要であるから、58人存在する（その全員が独立派ではないだろうが）リトアニア代議員を議員数に入れるか否かは票決にかなり重大な影響を及ぼすのである。しかし独立を認めない連邦側としては、彼等の代議員資格を否定することはできないから、彼等も代議員の現員として計算に入れることになった。

ところで、この憲法改正案は、正式には「ソ連邦大統領のポストの創設ならびにソ連憲法の改正および追加に関するソ連邦の法律」案と名づけられている。つまり「憲法を改正する法律」というわけである。これはソ連では通常のやり方である。「法律を改正する幹部会令」というのも従来は大量に存在した。このような手続は憲法・法律概念を混乱させるものであり、憲法が法律より上位にあるという規範秩序もあいまいにするものである。憲法改正は憲法改正のままでいいはずだが、確かにこの法律（案）は、憲法改正そのもの以外に、短い施行法的な内容その他を含んでいる。それは四編から成っており、第1編は大統領制創設を定め、第2編が具体的に改正・追加される憲法の条文からなり、第3編は初代大統領の選出方法と大統領の宣誓の内容を定め、第4編では改正憲法の発効日が定められている。第2編の憲法正文の改正の部分も、改正された条文がそのまま列挙してあるのではなく、「（1）第○○条から第○○条は次のように改正する」、「（2）第○○条は削除し、第○○条を第○○条に改める」、「（3）第○○条○項は次のような表現にする」というように、それ自体独立した法律であるという形式をとっているのである。

まず第1編が投票に付された。第1編は大統領制の創設を宣言し、それは「ソ連邦・加盟共和国・自治共和国の憲法によって確立された加盟・自治共和国の法的地位を変えるものではなく、またそれらの権限に制限を加えるものでもない」と定めただけの短いものである。第1編は、賛成1,817、反対133、保

留61で可決された。

本件の第2編については、内容によって三つの部分に分けて採決する案、逐条的に採決する案も提案されたが、ゴルバチョフ議長は、これまでの「経験」に依拠して、独特の方法を提案した。まず第2編の憲法改正全体を採決に付し、その後に、個々の条文について修正案があればそれを採決に付すというのである。これは順序が逆だと思われるが、ともかくこの方法により、まず第2編全体の投票が行われ、賛成1,771、反対164、保留74で憲法改正が成立した。

その後個々の条文について、次々に提案される修正案の審議と採決が行われたのであるが、途中で可決条件が問題になった。憲法改正は3分の2の多数決によると憲法は定めている。しかしロパーチン（マルクス・レーニン主義大学学長）は、今投票されているのは憲法の修正ではなく、「法律案の修正」であるとし、3分の2でなく、単純多数で可決できるのではないかと問題提起している。ゴルバチョフ議長は3分の2が必要だと答えたが、続いてリャプチェンコ（最高会議科学委員会委員長代理）も、単純過半数説をとっている。憲法改正に二つの案がある時そのどちらを改正案とするかは単純多数で決定でき、次に正式に憲法を改正する際に特別多数が必要というのである。リャプチェンコのこの説は正しいと思われるが、しかしそれはもっと早い段階で指摘されるべきことであった。もはや複数の改正案があるのではなく、すでにそのうちの一つである最高会議幹部会の原案が可決されたのである。ゴルバチョフ議長はこの議論を無視して3分の2の特別多数制を採用したまま議事を続けたため、すぐにまた異論がでた。ある代議員は憲法監督委員会のアレクセーエフの説明を求めた。しかしゴルバチョフは、すでに改正原案が可決されたのだから、その修正は、改正の再改正になるわけで、一般原則どおり3分の2の多数決によるべきであるという立場を固守した。

しかし議論はスムースには進まなかった。実質論と手続論が交錯し、手続を論じているはずなのにそれを無視していきなりまた実質論を展開する者がでて

くる。それも複数政党制の問題を論じていたかと思うと、戒厳令の話になったり。議論は大混戦である。そこでボルドゥイリョフは、修正案を単純多数で票決に付し、最後に改正案全体を特別多数で票決することを提案した。しかしゴルバチョフはそれを無視してその後の修正案もすべて3分の2の多数を得ていないことを理由に否決した。賛否が1,428対485で、賛成が反対の約3倍である場合も否決であった。大会は定員2,250で、若干の欠員があったため、3分の2の多数を得るためには1,497票が必要であった。議長は昨日逐条的に採決に付すと約束したはずだ、いやしていないというやりとりもあった。

改正案の修正は単純多数で、最終的な改正案の採決は特別多数ということで、最初からやり直そうという提案もあった。しかし議長は頑固にそれを無視して議事を進行させる。2日目（13日）の審議も終りに近づいて、大統領は党書記長を兼務すべきでないという提案も、1,303対607で、賛成が反対の2倍以上であったにもかかわらず否決された。ある代議員はこんなやり方でいいのだろうかと疑問を提起している。その際拍手が起ったが、ゴルバチョフ議長は、「よろしい。拍手は明らかに小数だった」と軽くいなしている。その時すでに議事規則が審議の終了時間として定めた午後6時を過ぎていた。議長は、議事の進行状況が当初のプランから遅れているため、審議を続行しようとしたが、その動議は賛成少数で否決され、2日目の審議は終った。

3月14日、3日目の審議に入った。パブロフ（工場労働者）がまたこの問題を蒸し返した。彼は、憲法改正がすでになされたとすれば、すでに旧権力は存在せず、他方で未だ大統領以下の新権力者は存在しないという奇妙なことになるといった議論も加えて、未だ憲法は改正されておらず、改正案の作成を審議している段階とみなすべきだとし、単純多数による票決を訴えた。結局ゴルバチョフ議長もこの問題を無視できなくなり、その最終的解決を大会に任せようと提案した。つまりそれまでのやり方の正当性を確認し、この議論に終止符を打つことを提案したのである。それは賛成多数で承認された。票決方法をめぐ

る紛争はやっと終了したのである。

しかし、その後も手続問題は断続的に提起された。ノビコフ（生産合同部門長）は、二つの議事規則違反を指摘した。第一に、法律は二回の続会で審議しなければならないのに一回しかしていないこと、第二に法案の個別的表決の後、全体の一括した表決も必要なのに行っていないことである。彼は昨日の採決を無効とし、最初からやり直すことを提案しているのである。それに対して、ロイ・メドベージェフの反論が興味深い。彼は言う。大会は最高機関であり、議事規則も大会が決定するのだ。我々は、人為的に作られた組織的「障害」の犠牲者になることはできない。こんな些細な問題にこだわるべきではない。ロイ・メドベージェフは筋金入りの改革派（現在はすでに乗り越えられ感があるが）であるが、このような論理は、法律無視のかつての体制を支えた論理として、最近の法治国家論によって批判されているはずのものである。手続よりも実質を重んじる発想、大会は法律を作る機関だから法律より上位にあり、法律を無視することができるかのような議論がそれである。手続論にイライラする気持は分るが、民主的な手続を軽視する議論はペレストロイカの精神に反するものである。ともかくノビコフ案は投票に付されたが、賛成409、反対1,398で否決された。

その後も修正案をめぐる採決が行われたが、その都度論議が蒸し返されることも多かった。昼の休憩時間に修正案を編集委員会が整理して提案することになり、その結果午後の議事は順調に進んだ。すべての採決が終り、ゴルバチョフ議長は第2編の審議の終了を提案し採決に付した。賛成多数で審議の終了が決定された。ところが、編集委員会委員長クドゥリャフツェフが、慌ててまだ修正案が一つ残っていたことを思いだし、最高会議幹部会の構成についての修正案（後述）を採決に付すという失態もあった。ゴルバチョフ議長は、文書で提出されたその他の修正案も速記録で公表し、今後も憲法委員会等の関係機関で検討を続けると約束した。

第3編の審議に入って再び採決基準が問題になった。第3編は、初代大統領は例外として大会が選出することを定めていた（他に大統領の宣誓文も）。エリセーエフ（モスクワ工科大学学長）は、リトアニアやエストニアの代議員が参加しておらず、約300人が欠席している状況のもとで、議事規則通りだと3分の2の獲得は困難であり、大変なことになると心配している。投票者の3分の2でいいのではないかという提案である。サプチャックは法律専門家であるが、この難点は純法律技術的に回避できるとしてばかげた提案を行っている。このままだと第3編の可決には3分の2の多数が必要である。しかし第4編がある。それはこの改正がその採択と同時に発効すると書いてあるだけである。サプチャックはその内容を変え、改正は初代大統領を選出した後発効するとすればよいというのである（大統領の選出自体は単純多数で行える）。しかしそれでは大統領を選出する法的根拠がないし、第4編がその根拠となるような内容を含むのであれば、第4編の採択に3分の2を要することになり、同じことである。ザスラフスキーがこのようなインチキ提案を批判している。

ゴルバチョフ議長はこの議論を無視したまま議事を続け、討論の終了を多数で決定した後、第3編を投票に付した。賛成1,542で辛うじて3分の2（1,498）を超えたから問題は残らなかったが、3分の2に達しなかったが半数は超えていたといった場合にはまた議論が沸騰したことであろう。第3編の宣誓文、第4編も可決された。

14日の夜の会議は、初代大統領の選出をおこなった。

翌15日その結果が発表され、ゴルバチョフの当選が宣言された。次いで議題は新しい最高会議議長の選出に移ったが、途中でまた昨日の憲法改正手続が問題にされた。イワノフ（検察庁予審官）は、議事規則によれば、法律を逐条的にまたは編別に票決した後に、法律全体を改めて票決する必要がある。昨日の憲法改正はそのような手続をしていないというのである。しかし議長役のゴルバチョフは、それは解決済みの問題だとして一蹴している。さらに最高会議議

長の審議が進んだ段階で、カザンニックが再び問題をもちだした。彼は、議事規則によれば、憲法改正案に対する修正提案は、3分の2の多数でなく、単純多数でいいという議論を蒸し返した。正論と思われるが、もはや議場では注目する者もいないようで、無視されている。

このように議論が混乱したのは、ゴルバチョフの議事運営に不手際があったからである。ソ連邦人民代議員大会・ソ連邦最高会議規則によれば、「法律案は、その修正案とともに、各条文別、編別または章別に投票に付し、その後で案全体を投票に付す」ことになっている。同規則は、法案は一度に全体を投票に付すこともできる、と書き加えているが、これは異論の少ない法律や、重要性の低い法律の場合の話しで、今回のような重要な憲法改正は、先の手続で行うべきであったろう。つまり原案の個々の条文について修正提案が多かったのであるから、まず個々の修正提案を審議して採決すべきであった。それは単純多数決で決定できるはずである。そうして個々の条文を確定・採決（3分の2の多数決）した後に、最後に改正案全体の可否を問うことになる。

もしこのような手続をとっておれば、採用された大統領制は現在とは若干異なったものになっていたはずである。例えば、大会の投票結果からすると、大統領と党書記長の兼任は許されないことになっていたはずである。このような結果になることを恐れたためか、議長ゴルバチョフは、いきなり大統領制導入全体の可否を問うという方法をとった。これなら反対者は少数だからである。大統領制導入には賛成だが、その個々の条文には反対だという代議員は多かったはずである。しかし憲法改正案が全体として採決された後では、個々の条文の改正は、憲法の再改正ということになり、3分の2の多数が必要になり、とりわけ代議員総数を多数決の基準とする制度のもとにおいては、再改正は絶望的に困難になるのである。手続的には問題が残るが、ゴルバチョフの作戦勝ちということになろうか。

以上のように、ソビエト議会の混乱ぶりがよく窺えたと思う。その原因とし

ては、民主的議事運営に慣れていないこと、大所帯の総会形式での自由討論であること、複数政党による議院運営委員会のような調整機関がないこと等があげられる。ただ大会では、急進派の地域間代議員グループ（この時点での参加者数は不明だが、89年夏の結成時には約400人）と保守派の「サユース」（300人以上）が、はっきりとグループの名において発言した。議長団も、休憩時間に「サユース」は○○号室に集合するようにといったアナウンスをしているから、これらグループは院内政党的な地位を部分的に認められているといってもよい。大統領制の導入については正面からの反対論はなく、ただ地域間代議員グループ等の代議員が、初代大統領も直接選挙で選ぶべきだ、大統領は党の指導的地位に就くべきではないなどの条件をつけただけであった。

（3）　大統領制をめぐる討論

次に大統領制をめぐる実質的な審議のようすをみていこう。1990年3月12日、大統領制導入を主要な内容とする憲法改正案が上程され、最高会議第一副議長（当時）のルキヤノフが改正案の提案報告を行った。この報告では、大統領制導入の必然性が巧く説明されているとは言えないが、一応、党と国家の分離と、党から国家への権力の移譲（同時に決定された複数政党制への移行との関係）によって、国家システムの再編成が必要になったこと、執行メカニズムの弱体化や法ニヒリズムが蔓延している状況のもとで改革を遂行するためには強力な中央権力が必要なこと等が指摘されている。大統領制は「ソビエト国家体制の完成化の有機的部分」とされ、ソビエト・システムの枠内の制度とされている。しかし実際には大統領制はソビエト・システムとは異質の制度であり、その導入がソビエト制度の終焉を意味することは後述するとおりである。

新しい国家システムは、「権威ある立法機関、強力な大統領、精力的な政府、独立した裁判所」から成るとされ、四つの機能の分業として捉えられている。大会は最高国家権力機関、最高会議は立法機関、政府は執行・処分機関、大統

領は「立法活動と執行活動を結びつける強力な環」という説明もなされている。大統領は執行権の長とはされていないのである。

大統領が独裁者を生むのではないかという懸念を考慮して、ルキヤノフは、新制度が、大会・最高会議・閣僚会議等の従来からの機関や、加盟共和国の権限を縮小するものではないことを強調している。確かに、従来の共産党書記長の権限が大統領に移行し、あるいは権力の空白を大統領が埋めるのだと考えれば、従来からの他の国家機関の権限にあまり変化はないと言えるかもしれない。また従来国家体制が弱体で、制定された法律が実際には執行されていないという現実があり、法律の執行を保障するために大統領制が採用されたという説明もある。その点からも、新制度は他の国家機関の権限には影響を及ぼさないというのである。しかし大統領による法律の署名拒否権によって最高会議の権限が弱まっている等、他の国家機関に大きな影響を与えているのも事実である。

ルキヤノフが、人民代議員大会は大統領令を破棄する権利を有すると説明しているのは興味深い。人民代議員大会の権限を定めた憲法第108条には、そのような権限は明記されていない。もっとも同条によれば、人民代議員大会は「ソ連邦の最高国家権力機関」であり、「ソ連邦の管轄に属するすべての問題について審理し、決定する権限を有する」ことになっており、それは全能の機関とみなされている。また従来の一元的なソビエト・システムの下においては、上級権力機関は常に下級機関の法令を破棄することができた。しかし大統領制はソビエト・システムからはみ出しており、それは人民代議員大会に全面的に責任を負う機関ではないし、後者によって選出されたわけでもない（初代大統領は大会が選出したため、この点で少し複雑な要因があるが）。常識的には、大会に大統領令の破棄権があるとは解釈できない。

大会の討論ではまずエス・アレクセーエフが発言した（彼は憲法監督委員会委員長に選出されており、そのポストと人民代議員とは両立しないのであるが、憲法監督委員会のメンバーという資格で発言できる）。彼は国家論について三

つのことを指摘した。まず第一に、これまで国家を機構として、統治機関・独裁機関としてのみ捉えてきたことを反省し、国家を合法性、市民の自由・平安・信念・権利を保障する機関とする開明的で文明化された観念が必要であると説く。第二に、かれは「全権力をソビエトへ」というソ連ではこれまで決して批判されたことのないスローガンを批判する。ソビエト権力の回復によって、最高会議は管理の分野や裁判の領域にまで介入するようになっている。全権力を合議制のソビエトに帰属させるという「純議会的構造」（議会万能主義）は、むしろ独裁権力を生むことになる。スターリンの独裁はこのようにして生まれたのだ。第三に権力分立とは単なる権力の分割ではなく、対等で相互に均衡した司法・執行・立法権を組織し構造化させ、権力を統合することが必要である。大統領制はそのような統合的役割を果たすものである。

その後の討論をみると、大統領制の導入を必要とする議論の論拠としては、一方で秩序の濫れが存在し、他方でそれに対処すべき権力に「真空状態」、「アナキー」、「麻痺状態」が生まれていることを指摘するものが多い。特に多くの代議員が「権力の真空」という言葉を使っている。大統領制は、危機を乗切るための最後の民主的方法であり、これに失敗すると後は非常手段しかないという声もあった。しかしこのような説明によると、大統領制は非常事態によってその導入が必要とされた一時的体制ということになりそうである。そこでイデオロギー担当の党政治局員ヴェ・メドベージェフ（当時）が急いでこのような見解に註釈を加えている。彼によれば、非常事態によって大統領制の導入が緊急性を帯びたことは確かだとしても、導入自体は「民主化過程の論理的帰結」であった。

メドベージェフの議論は、これまでのソ連が封建的な分権体制であり、近代的な集権国家を必要としているという意味において正しい面がある。カザンニック（オムスク大学助教授）は、これまでソ連の国家元首に相当した最高会議幹部会は、合議制であるが故に非効率であると同時に、無責任な体制でもあった

ことを指摘している。彼は具体的な例として、68年のチェコスロバキア介入、89年4月のトビリシでの軍隊導入、チェルノブイリ原子力発電所事故などの問題において、結局だれが責任者なのか不明のままであるといった事実をあげている。この観点から彼は大統領制の導入を支持している。後にロシア共産党第一書記となる保守派のポロスコフ（党クラスノダール道第一書記）は、中央と共和国、立法権力と執行権力を結びつける原理がなく、人民に対して責任を負う全権的組織者が存在せず、非集権化と均衡しうるプロセスがなく、祖国のシンボルがないことを指摘し、大統領制を支持している。

政治局員ボロトニコフ（当時)、ヴェ・メドベージェフは、共産党が国家指導を放棄したことによって大統領制が必要になったことを指摘している。バトゥイシェフ（教育学アカデミー）は、これまでの最高会議議長ポストでは政府を十分に統制できず、後者の誤った決定を停止することもできなかったと述べ、そのため大統領制が必要になったという。また最高会議が機動的に活動しえていないことも指摘している。ヴェ・メドベージェフは、政治改革は代表機関を強化すれば十分だと考え、権力を実行するメカニズムの問題を過小評価していたと自己批判的に語っている。議会制民主主義システムの発展だけでは所期の効果をあげることができなかったというのである。

一般に、89年の改革で権力は党から最高会議へ移ってきたが、その最高会議が有効に機能していないという認識から、大統領制の導入が必要とされるに至ったという論理は各所でみることができる。ドロホフ（党州第一書記）の論理には、権力に従順な伝統的な保守派の論理がよく表れている。彼も、権力の欠如状態を指摘し、大統領制の導入を説く。「強力な権力にだれが驚愕するというのか。正直で善意の人間は権力の強化を恐れる必要はない。彼等は自分の労働と休息が犯罪分子から安心して擁護されることを望んでいるのだから」。善人は強力な権力を歓迎するはずであり、それを恐れるのは悪人だというのである。彼は、成功した強力な指導者の例として、レーガン大統領やサッチャー首相を

あげている。他方で大会や最高会議では、互いに言い争うだけの「ジャングルの法則」が支配しており、有効に機能していない。「すでに存在している法律が絶対といっていいほど作用していない社会で、いったい新しい法律を制定する必要があるだろうか」。

大統領の職務としては、権力の統合や、立法・執行機関の調整役として捉える傾向が強い。特に改正憲法自身が、最高国家権力機関と最高行政機関の調整機能に言及している（既述）から、大統領をそのように位置づけることが多いのである。ホジャコフ（党州第一書記）は、立法・執行・司法の権力が分割されながらも、それらの協調のメカニズムが存在していないことを指摘し、そのメカニズムとして大統領制を位置づけている。バトゥイシェフは、執行権を閣僚会議に残したままで大統領制がうまくいくかどうか疑問であるとか、大統領制を導入し議会を強化しながら執行権は従来のままという点に問題を発見したり、大統領を執行権の担い手とはみていない。逆にブローヒンは、保守派グループ「サユース」を代表して、外国の大統領制に倣い、「ソ連邦大統領は、ソ連邦の執行・処分権力の長である」という規定を採用するよう提案している。

イブラギモフ（ウズベク共和国最高会議幹部会議長）は、大統領制の導入によって権力分立がいっそう明確になったとし、権力の抑制・均衡関係が形成されつつあるという。カザンニックも、権力分立と権力相互間の抑制・均衡関係の必要性を説き、大統領に過大の権力が集中しないよう主張している。権力分立論は現在では完全に復活したといってよいが、新設の大統領制はそれとはやや異質の要素が含まれているとみなされているようである。

個々の条文で議論がなされたのは次のような点である。

初代大統領は人民投票ではなくソ連邦人民代議員大会が選出するという点にはかなり批判があった。また大統領は党籍を離脱すべきだという主張もかなり有力であった。しかしいずれも多数意見にはならなかった。大統領選挙は「対立候補を立てて」行うという表現を憲法に書き込むよう要求する声もあった。

任期を4年に短縮し、大会・最高会議との間にズレを設けることが必要だという意見もあった。両者の任期が同時に終了することによる権力の空白を避けるためである。

副大統領を置くべきだという提案もかなりあったが、制度を複雑にするだけだとして却けられた。

大統領の解任の条件についても若干の提案があった。大統領による憲法・法律の違反という条件は故意の場合に限るべきだ、憲法・法律違反の場合だけでなく職務を十分に果していない場合も解任できるとすべきだ等々。カザンニックは、職務上の地位利用や倫理規則違反の場合も解任しうることを提案している。そして外国の経験（ウォーターゲイト事件）や、かつてブレジネフ書記長は贈物の車を40台所有していたといった例をあげている。

連邦問題との関係での議論も多かった。グムバリッゼ（グルジア共和国最高会議幹部会議長）は、ソ連邦大統領の誕生によって連邦権力が強化され、加盟共和国の権力との間の均衡が失われるのではないかと懸念している。そして共和国にも大統領制を導入しうるよう要求している。ナザルバーエフ（カザフ共和国党第一書記）も、共和国の主権を守るため、共和国に大統領制を導入することを主張している。実祭その後一部の共和国（カザフ、ウズベク、アゼルバイジャン、モルドワ）は大統領制を導入している。ソ連憲法は加盟共和国の国家の基本構造の規定もおいているが、そこには大統領制は予定されていないから、形式的には共和国の大統領制はソ連憲法に違反している。グムバリッゼは、大統領の選挙に際して、過半数の共和国で多数を得ればよい（全体でも過半数の賛成が必要だが）という規定に不満を述べ、より厳格な条件が必要とみなしている。また第127条の3の2項（大統領は「民族的国家構造の原則・・・の実現のため必要な措置をとる」）が、例えば連邦からの脱退権の行使の妨げになる可能性があるとして批判し、修正案を提起している。その他共和国の主権を尊重するよう求める発言は多い。ナザルバーエフは、「強力な共和国、それ

が強力な大国、堅固な連邦である」という「有名な公式」をもちだし、共和国の強化を唱えている。

大統領の人事権については、急進派のユ・アファナシエフが、原案にあった憲法監督委員会委員を提案する大統領の権利に反対している。大統領令も憲法監督委員会の審査の対象となるからである。サラーエフ（アゼルバイジャン共和国科学アカデミー総裁）も、大統領の活動こそ憲法監督委員会の主要な審査の対象になるとして大統領の提案権に反対している。これらの提案は採用されることになる。なお委員の3分の1だけ大統領が提案するといった案もあった。またユ・アファナシエフは、軍法会議裁判官の任命について、最高裁長官の提案権を認めるよう修正案を出しているが採用されていない。国防相・外務相・内務相・国家保安委員会議長のような重要閣僚については大統領に提案権を与えるべきだという提案もあった。

大統領が法律の署名を拒否し、最高会議が再可決した場合、原案では、大統領は大会に最終的決定を委ねることができることになっていた。ユ・アファナシエフはこの最後の部分に反対し、最高会議が再可決すれば、それを最終決定とするよう主張した。編集委員会でこの主張が支持され、大会の審議の項は削除された。「サユース」グループは、ソ連邦最高会議に、大統領令の効力を停止する権限を与え、最終的な解決は憲法監督委員会の審議を経て、ソ連邦人民代議員大会に委ねることを提案している。しかしこれは採用されていない。

緊急事態の問題もかなり議論されている。カザンニックは、大統領が動員令や戒厳令を布告したり非常事態を宣言する場合は、ソ連邦最高会議を召集すべきだと提案している。改正前の憲法では、ソ連邦最高会議幹部会が特定地域に戒厳令や非常事態宣言を布告する場合、「加盟共和国最高会議幹部会と必ずこの問題について審議した上で」という条件が付いていた。しかしサラーエフによれば、1990年1月19日に、アルメニア・アゼルバイジャン紛争に絡んでバクー市に非常事態が宣言された際、そのような審議はなされなかったという。サラー

エフは憲法違反だと厳しく批判している。もっとも、非常事態宣言の是非について意見は求められたようで、アゼルバイジャン共和国最高会議幹部会議長が否定的な回答をしたという。憲法によれば、この問題について「審議する」となっているだけであるから、連邦側からすれば、必要な手続は踏んだということかもしれない。ともかくサラーエフは、加盟共和国最高会議の同意を条件とするよう修正を求めている。この要求は部分的に満たされ、既述のように改められたのであるが、しかし戒厳令の方は非常事態とは区別され、逆にそのような条件からまったく解放されたのである。なお災害（原子力発電所の事故、アルメニア地震等）の場合、大統領が非常措置をとりうることを明確にすべきだという提案もあった。

大統領直轄統治制に対する批判も強かった。これはインド憲法から借用したものだといわれるが、この制度が適用されると、その地域ではすべての権力が停止される。加盟共和国の最高会議が解散を命じられることもありうるのである。カザンニックやグンバリッゼは、このような制度は共和国の主権と矛盾するとして強く反対している。憲法の旧規定では、大統領統治ではなく特別統治形態なるものが定められていたが、それは「ソ連邦および加盟共和国」の国家機関が実施するとされていた。これは連邦と共和国が共同で行うと読める。改正ではこのような規定はなくなった。先のサラーエフはこの点も批判し、アゼルバイジャンは大統領統治導入の実験台になるだろうと不安を表明している。

次に、大統領評議会は大きな権力をもちそうにみえるが、その権限はあいまいであり、特別法で明確にする必要性が指摘されている。主要閣僚も参加する大統領評議会が、インナー・キャビネットとして権力を集中し、閣僚会議が意義を失うのではないかという不安の声もある。ゴリダンスキー（科学アカデミー化学・物理研究所長）は、大統領評議会が、これまで党政治局が果してきた役割を担うことになると予想し、それがかつての政治局のように人民の目から隠れ、だれが何をしているのか分らないような状態になることを危惧している。

それに対する最高会議によるコントロールを可能にするため、そのメンバーの一部は法定し（外務相・国防相・内務相等。大臣は最高会議の承認事項である）、他のメンバーの任命には最高会議の承認を条件とするよう提案している。

他方で連邦評議会の方は、最高会議の民族院と重複する面があり、有名無実化するのではないかと見るむきもある。連邦評議会には自治共和国の代表も参加させるべきだという主張があった。これは後に採用される。連邦評議会は加盟共和国の最高会議議長がメンバーになることになっているが、エリセーエフ（モスクワ工科大学学長）は、最高会議議長ではなく共和国の大統領または首相から構成するよう主張しているが、採用されていない。確かに共和国立法府の長が連邦大統領府の構成員になるのは奇妙である。これは連邦と共和国の制度のズレのために生じた矛盾である。しかし連邦に倣って大統領制を導入する共和国が今後増えるであろう。

（4）　大統領制の成立

人民代議員大会での議論を踏まえて、憲法改正の最終案の作成は編集委員会の手に委ねられた。大会2日目の3月13日、編集委員会委員長クドゥリャフツエフは、討論過程で提起された問題点について編集委員会の見解を説明しつつ、憲法改正原案に対する修正案を提起した。まず憲法改正が、加盟共和国や自治共和国その他の民族自治体の法的地位に何ら変更をもたらすものでないことを改めて強調している。大統領は人民代議員たりえないこと、他の職務から報酬を得てはならないこと等の提案は採用された。

大統領の任期を大会とはズラせるべきだという提案は却け、事実上両者には1年のズレが生じている（大会・最高会議は89年に発足し、大統領は90年に発足する）ため、権力の継続制の確保には好都合という。大統領の権限のうち、第127条の3の最初の4項目は内容があいまいかつ広範であり削除すべきだという提案には反対している。国防相等一部の大臣の提案権を大統領に与えると

いう案も、すべての大臣は平等の地位にあるという理由で却けられた。憲法監督委員会の委員の提案権は原案では大統領にあったが、修正意見が採用され、最高会議議長に残されることになった。最高会議の法律に大統領が署名を拒否し、最高会議が3分の2の多数で再可決した場合は大統領は署名しなければならない。この場合大会での審理を求めうるという原案の規定は削除された。

国籍関係（国籍剝奪・国籍授与・国籍離脱承認等）の権限を共和国に移すべきだという主張に対して、クドゥリャフツエフは、それは連邦と共和国の共同の権限であり（従来たてまえ上はそうなっていたが事実上共和国には何の権限もなかった）、共和国の権限を奪うことにならないと答弁している。戒厳令・非常事態宣言については、いきなりそれを公布するのではなく、まず「予告」するよう改めたと説明された。しかしそれは、条文をみる限り非常事態宣言の方だけであり、戒厳令についてはそのような予告制は定められていない。

連邦評議会のメンバーとして定められていた加盟共和国の「最高会議議長」は「最高公職者」（大統領制を導入した共和国では大統領）に改められた。自治共和国等の自治体からもメンバーが任命され、自治体を構成していない少数民族も、問題によっては代表を参加させることができるようになった。大統領評議会のメンバーを法定するという提案には反対し、大統領の自由な判断に委ねるべきだとしている。ソ連邦最高会議議長は、大統領評議会に参加しうるが、その正式メンバーではない。正式メンバーにすべきだという提案もあったが、それは最高会議議長の独立性を損なうとし、権力分立論の立場から否定されている。副大統領のポストは不要とされている。

大統領解任の事由として、「職務の不適切な履行」を含めるようにという提案もあったが、職務を十分に履行しないことは憲法上の権限の違反であるから、「憲法違反」として解任事由になり、わざわざそのような表現を明記することは必要でないと答弁している。ここにもソ連における法的概念の不明確さが表れているようである。法律に違反することと、法律違反ではないが職務を的確

に履行していないこととは異なる。しかしこれまでのソ連では、このような区別をしないまま極めていい加減に法律を適用してきたのである。

編集委員会による修正提案と討論の整理に対して、一問一答がなされた。ある代議員は、ソ連が「単一国家」から「連邦国家」へ向かいつつある時、国家の名称がソ「同盟」（Ｃｏｙｚ，サユース、これが通常、ソ「連邦」と邦訳されている）のままであるのは適切でないとし、「ソ連邦」（Ｆｅｄｅｒａｃｉｙａ　フェデラーツィア）の語を用いるよう提案している。この「同盟」と「連邦」の語の関係については、1922年のソ連邦の結成の際にも議論があったところである。「同盟」の語は、今日では「単一国家」を意味する表現と理解する者もいるわけである。グドゥリャフツェフは、それは憲法全体の問題になるとして、現時点では考慮外としている。別の代議員は、大統領制の導入によって、ソビエト・システムの原則を定めた憲法第２条も改正が必要と問題提起している。それは一元的なソビエト・システムを定めている。権力は人民に属するが、それは「ソビエト」を通して実現され、国家機関はすべてソビエトの監督下におかれることになっている。大統領制はこのようなシステムとは異質なのである。これは理論的に重要な問題提起であるが、クドゥリャフツェフは、今回の憲法改正は部分的なもので、そのうち第２条も含めて他の条項の改正も必要だとこたえている。

ポドベルスキー（住宅建設工場長）は、ソ連邦最高会議に３分の２の多数により大統領令を破棄する権限を与えるよう提案しているが、クドゥリャフツェフは、大統領は最高会議に従属する機関ではないことを理由に拒否し、他方で大会は大統領令を破棄しうると答えている。ポドベルスキーは、それなら大会が破棄しうることを明記せよと求めているが、クドゥリャフツェフは、それは大会の当然の権限であり、明記する必要はないと回答している。しかし大統領が大会に従属する機関ではないことは最高会議と同じことであり、大会が当然に大統領令の破棄権を有するとは言えない。しかし既述のように、改正を提案

したルキヤノフも同じように主張しており、立法者の意思によれば、大会は大統領令を破棄しうることが明確になつた。

非常事態を宣言する場合、加盟共和国最高会議幹部会等の同意その他の条件が必要なのであるが、大統領統治を導入する場合にもそれは必要なのか（文言上それは明確でない）という質問に対しては、必要と答えている。大統領統治の場合、「加盟共和国の主権・・・を遵守して」という条件がついていることにたいして、大統領統治の導入と主権尊重は矛盾するという指摘もあったが、クドゥリャフツェフは見解の相違として却けている。その他、大統領の年齢制限の根拠、連邦評議会に民族自治体の代表を参加させるべきこと、大統領解任の事由として「倫理的判断」を追加すべきだといった問題について議論されている。

その後憲法改正案は全体として可決承認され、既述のように、その後で個々の修正案が投票に付された。その際、個々の修正案をめぐってまた討論が繰り返されている。特に戒厳令・非常事態宣言をめぐる議論が多かった。ゴルブノフ（ラトビア共和国最高会議議長）は、戒厳令や非常事態宣言が共和国の主権擁護を名目に行われながら、共和国の承認を必ずしも条件にしていないことを批判し、ソ連邦最高会議だけでなく当該共和国選出のソ連邦人民代議員の3分の2の多数決による承認を必要とするよう提案している。同種の議論が続いた後で、戒厳令と非常事態宣言の区別が問題になった。両者を同一の項目に統一して規定することは適切でないというのである。軍の長老アフロメーエフも同意見であった。改革派のサプチャック（後のレニングラード市議会議長）は、戒厳令・非常事態宣言の詳細な内容は特別法に委ねればよいと主張した。サプチャックを支持する発言が相次いだ。議長は、これらの議論を考慮に入れて関係項目を修正するよう編集委員会に委任した。

翌14日クドゥリャフツェフは修正案を提起した。前日の議論を踏まえ、戒厳令と非常事態宣言の規定は項目を分け、その内容の詳細は特別法に委ねること

になった。特に戒厳令についてはその公布の条件・手続が憲法にはまったく定められないという奇妙なことになった。非常事態宣言の方は、加盟共和国の同意その他の条件が定められている。共和国選出のソ連邦人民代議員の3分の2の賛成という条件をゴルブノフは再度提案しているが無視された。加盟共和国だけでなく、自治共和国の同意等についても明記すべきだという意見も強かったが、自治共和国は憲法上主権国家ではないという理由で却けられた。非常事態宣言の事後承認を求める条項に、「直ちに」という語を付加すべきだという提案もあった。この表現はあいまいであるから、「3日」、「1週間」というように具体的に書くべきだという提案もあった。結局議長は、「直ちに」という表現を追加しただけで、クドゥリャフツェフの提案した戒厳令・非常事態宣言関係の条項（第127条の3の14・15項）の修正案を投票に付した。賛成1,718票で可決された。

大統領は人民代議員たりえないという条項が付加されたが、それなら大統領は大会や最高会議に出席できないのかという質問があった。クドゥリャフツェフは、どの国でも大統領は議会のメンバーでないが、議会に参加できると答えている。大統領選挙は、当初「対立候補を立てて」行うという表現があったが、イワシコ（その後ソ連共産党副書記長）の提案もあり、「大統領候補者の数は制限されない」（1人でもよいという意味）という表現に変った。候補者が辞退することもあり、複数候補者選挙を強制するわけにはいかないからである。

ミナズベキャン（アルメニア共和国ゴスプラン副議長）は、大統領選挙の成立条件として50％の投票率を提案した。また15の加盟共和国の過半数でなく、特別多数の賛成を必要とすべきだとしている。投票率の下限について、クドゥリャフツェフは、選挙法で定めればよいと答えたが、この点は投票に付され、1,694票の賛成を得て、50％条項が憲法に書き込まれることになった。また大統領選挙の際、単独候補者の場合、従来のように印刷された氏名を消す方式ではなく、賛成・反対の二語のいずれかを消す方式を提案する者もいた。最近は

選挙を論ずる際常にこの種の問題が提起されるが、しかしこの提案は無視されている。

大統領の年齢制限に対する批判もあった。35歳・65歳という数字の根拠の説明を求められ、クドゥリャフツェフは、だいたいその程度が適当だろうということで厳密な根拠はないと答えている。アデナウアー、ドゴール、レーガン、ミッテラン、エルビン（チリ新大統領）といった高齢の外国大統領の例をあげ、年齢制限に反対する意見もあった。また従来のように候補者が１人しかいないときには制限は必要だが、複数候補者の選挙になれば、だれが大統領として適任かは有権者が決めることであり、有権者を信頼すべきだという意見もあった。35歳から65歳という制限が、まるでゴルバチョフ氏のために作られた条件であるかの如き風説もあったが、それを気にしたのか、ゴルバチョフ議長は、自分自身は年齢制限に反対だったが、多数意見に従っただけだと弁解している。年齢制限を削除するという提案は採決に付されたが、賛成1,283、反対638、保留66で否決された。なお大統領の条件は、35歳以上・65歳以下の「市民」（гражданин）と表現されているが、これは男性市民を意味する表現であるから（女性市民はгражданка）まずいという提案もあつた。ゴルバチョフ議長も気にしているが、しかし市民権法でもこの表現が使われており、この語は広義では男女双方の市民を意味するとして、それ以上この問題は論議されていない。

ザスラフスキー（最高会議退職者・障害者問題委員会副委員長）は、国籍剝奪を大統領の権限とすることに反対し、それを合議制機関（従来はソ連邦最高会議幹部会）に委ねることを主張したが、さらにリャプチェンコは、一般に国籍剝奪を「人権侵害の恥ずべき制度」とみなし、制度そのものに反対した。国籍剝奪を大統領の権限から削除するという提案は投票に付されたが、賛成1,238、反対660で否決された。ペトゥルシェンコ（軍人）は、大統領の収入を公表することを義務づけるよう提案した。この提案は賛成1,353、反対527で否決さ

れたが、ゴルバチョフ議長はこの提案の重要性を認め、最高会議でこの問題を審議するよう提案し、賛成多数で承認された。ビシェール（最高会議民族院副議長）は、連邦評議会と最高会議の民族院は権限が重複するとし、連邦評議会を大統領評議会に統合するよう提案したが、賛成少数で否決された。大統領の業績評価を毎年行うべきだという提案も否決された。

その後議事は休憩に入り、その間提案のある者は編集委員会に提出し、同委員会で論点を整理することになった。

休憩後は、編集委員会のクドゥリャフツェフが修正案を提案し、採決するという形式になった。大統領選挙の成立条件として投票率を50％とするという提案は圧倒的多数で再可決された。大統領が解任提案権を有するポストのリスト（首相等）から、権力分立原則の実現のため、ソ連邦最高裁長官を削除することが提案された。これも圧倒的多数で可決された。連邦評議会のメンバーに、自治共和国・自治州・自治区の指導者も加えること、自治体を構成していないその他の少数民族もその利害に関わる時は連邦評議会の会議に参加できること、法律発議権を加盟共和国だけでなく自治共和国・自治州・自治区にも与えること、ソ連邦最高会議幹部会のメンバーにもこれら民族自治体の代表を加えること等の修正案も、それぞれ圧倒的多数で可決された。

議題は、憲法改正法の第3編に移った。ここでは初代大統領は大会が選出するという例外措置と、大統領の宣誓文が定められている。初代大統領を大会で選出する場合、候補者の推薦権は社会団体、ソ連邦人民代議員の100人以上のグループ、加盟共和国等に属するとされていた。初代大統領も直接人民が選挙すべきだという主張も有力であったが、ヤコブレフ（当時党政治局員）は、直接投票は民主的な制度ではあるが、現在の具体的状況の下で大統領選出を遅らせることに何の意味があるのかと反対している。最長老のリハチョフ（科学アカデミー・ロシア文学研究所長）も、今直接選挙を行えば内戦になる危険があると警告した。結局この初代大統領選出の特別措置は賛成1,542、反対368、保

留76で、辛うじて可決された。大統領の宣誓文は圧倒的多数で可決され、この憲法改正法はその採決の時から発効するという内容の第4編も問題なく可決された。こうして14日の午後の会議で憲法改正作業は完了し、夕方の会議で早速大統領の選出を行うことになった。

（5）　ゴルバチョフ大統領の選出

大会3日目（3月14日）の夜の会議は、初代大統領の選出を行った。会議の議長はルキヤノフが務めた。彼は最高会議第一副議長であったが、憲法改正でこのポストはすでになくなっていた。彼の資格を問題にすることもできたが、大会議長団に選出されていたから、問題はない。

これに先立って、同日共産党の中央委員会総会が開かれ、ゴルバチョフ氏を大統領候補者として推薦することが決定されていた。これをうけて、人民代議員大会では、イワシコ（当時ウクライナ共産党第一書記）が、ソ連共産党中央委員会を代表して、ゴルバチョフを候補者に推薦した。次いでアルクスニス（軍人）が、代議員グループ「サユース」を代表して、ゴルバチョフ、ルイシコフ、バカーチン（内務相）の3人を推薦した。代議員の農業技師グループ、退役軍人・退職労働者のグループ、労組関係代議員グループ、民族院文化委員会、ウズベク代議員グループ、キルギス代議員グループ、トルクメン代議員グループ、カラカルパク代議員グループ、マリ代議員グループ、賃貸・集団企業同盟もゴルバチョフの推薦演説を行った。ケメロボ州やキーロフ州の代議員グループ、法維持機関はバカーチンを推薦した。推薦打ち切り動議がだされ、可決された。

3人の候補者が推薦されたわけであるが、まずバカーチンから審理が始まった。バカーチンが演壇に立ち、辞退を申し出た。8人の代議員が次々に立ち、辞退しないよう説得したが、バカーチンは、民主国家では大統領になることを強制されないとして重ねて辞退の意を表明した。その後、本人の意思を尊重し

ようという意見と、あくまでも辞退すべきでないという見解が述べられている。議長ルキヤノフは、一方で、本人の意思に反して候補者にするわけにはいかないと言いつつ、それとも投票で決めようかと迷っている。昨年の大会では、辞退にも承認が必要とされていたから、それと比べると、本人の意思を尊重する方向へ一歩前進したようである。ともかく結論を保留して、次にゴルバチョフ候補の審理に移った。

ゴルバチョフを支持するという発言が多かったが、ある代議員は、候補者は政綱を発表すべきであり、それを判断基準として投票すべきだと主張した。他方で、候補者の政治主張はすでに周知の通りであり、今さら政綱など要らないという反論もあった。極めて珍しいことであるが、ゴルバチョフ氏に対する露骨な批判も登場した。アバリアニ（企業合同副支配人）は、ゴルバチョフ候補に絶対的に反対するとして、次のように発言した。第一に、ロシアは600年にわたって他の国々を指導してきた。内乱や外からの干渉のため、これらの国々がロシアの保護を求めたからである。ところが過去五年間は逆のコースを歩んでいる。第二に、停滞の時代（ブレジネフ時代）には、良かれ悪しかれ国家は前進した。しかし現在はいかなる統計を見ても前進はしていない。同志ゴルバチョフは、最初一群の経済学者を作りだし、その理論に従って国家を方向転換させた。その後今度は別の方向へ転換させている。こんな巨大な国をいったい何回方向転換させようというのか。第三の問題点は、抽象的な表現だが、ゴルバチョフが軍を含めた権力をもちながら秩序の解体状況に対して有効に対処しえていないということのようである。

その後の発言者も、ゴルバチョフを積極的に支持するというよりも、要求を突きつけたり、不満を述べたりするものが多かった。ともかくゴルバチョフを候補者とする提案が投票に付され、賛成1,702、反対156、保留36で承認された。相変らず、候補者とするか否か自体が投票で決定されるのである。選挙は組織的に行われるべきであり、偶然性が入り込んではならないのである。泡沫候補

のために選挙を行うことは不真面目な茶番であり、そのために国費を使うことは許されないことであった。

次いでルイシコフ候補の審理の番になったが、彼もゴルバチョフ支持を表明し、自分としては首相の仕事を続けたいという希望を語り、候補者を辞退した。若干の代議員が、対立候補者の存在の必要性を主張したが、立候補を強制するわけにはいかなかった。昨年の大会では、辞退を認めるか否かも投票に付されたが、今回は結局辞退はそのまま認められた。

バカーチンの辞退もいつのまにか認めたことになっていた。投票集計委員会が選出された。候補者が１人のため、投票用紙には「賛成」、「反対」の二語が印刷され、投票者はそのいずれかを線で消すという方法で行われることになった。このような方法ははじめてである。従来は、単独候補者の場合も候補者名が印刷してあり、反対者のみがその名前を線で消していたのである（しかも投票用紙には、支持する候補者の名前を残して他を消しなさいと書いてあることが多く、口頭でもそのような説明がされていた。候補者が１人しかいないのにである）。

翌３月15日朝、投票結果が公表された。投票用紙を受けとった者はちょうど2,000人だが、実際に投票した者1,878人だった（このように差がでるのも、投票のいい加減さを示していておもしろい）。ゴルバチョフの大統領選出に賛成1,329、反対495、無効54であった。ソ連邦の全人民代議員2,245人の59.2％（過半数で当選）の支持で、ゴルバチョフ氏が初代大統領に当選したのである。投票者を基準に計算すれば70.76パーセントであり、まずまずの支持率であった。集計委員会の発表した投票結果を承認する投票が行われ、賛成多数で承認された。

大統領は直ちに宣誓を行った。この宣誓の制度も新しく導入されたものである（第127条の２）。宣誓文自体は憲法の中には書かれておらず、憲法改正法第３部に記載されている。宣誓文は次のとおりである。「わが国の諸人民に誠実

に奉仕し、ソ連憲法に厳格に従い、市民の権利と自由を保障し、私に課せられたソ連邦大統領の崇高な義務を良心的に遂行することを厳粛に誓う」。原案では、「人民」の語は単数であったが、民族問題を考慮にいれて複数形に訂正された。また「市民の権利と自由を保障し」の語句も原案にはなく、代議員の提案を受け容れ、後で追加された。宣誓文は1,849票の圧倒的多数で承認されていた。

やや宗教的なニュアンスももっているこのような宣誓という行為は、従来のソ連人の発想にはなかった。外国の例を参考にしたのであろう。宣誓文の内容も、従来のソ連であれば、「共産主義の実現」とか、「労働者階級の解放」といったイデオロギー的性格の濃いものになったであろうが、今回のそれは、近代市民革命を想起させるような一般民主主義的な内容のものとなった。

第2章　その他の諸問題

第3回人民代議員大会は、大統領制導入以外にも、いくつかの重要な問題の審議を行っている。ここでは最高会議議長の選出、共産党の指導性および所有制度に関する憲法規定の改正、リトアニア独立問題について概観しておきたい。

（1）　ルキヤノフ最高会議新議長の選出

1990年3月15日、ソ連邦人民代議員大会の朝の会議で、ソ連邦大統領選挙の結果が発表され、ゴルバチョフの当選が報告された。そのため、それまでソ連邦最高会議議長であったゴルバチョフ氏の後任を選出することが必要となった。会議の議長役はゴルバチョフが務めた。まず最高会議議長の選出を議題としてとりあげることが、圧倒的多数で承認された。オボレンスキーが、まず、ゴルバチョフの最高会議議長と人民代議員の職務を解き、ルキヤノフの第一副議長の職務を解くことが必要だと問題提起した。そこでこの提案が投票に付され、

承認された。次いでア・ヤコブレフ（科学アカデー国家・法研究所部長）が立ち、最高会議議長は最高会議自体が選出すべきだと主張したが、ベ・ヤコブレフ（ソ連邦司法相、彼は代議員資格がないが、大臣の資格で発言できる）は、議長は最高会議のみならず大会の議長でもあるから、大会が選出すべきだと述べた。30分休憩して候補者選びをすることになった。

休憩後まず、旧議長団（ゴルバチョフはすでに最高会議議長ではないので）がそのまま任務を継続することが賛成多数で承認された。次いで候補者の選出に移った。代議員によって次々に候補者が推薦され、全部で19人にのぼった。ルキヤノフ、ベリホフ、ア・エム・ヤコブレフ、ルイジョフ、ア・エヌ・ヤコブレフ、ナザルバーエフ、プリマコフ、カザンニック、ルベンチェンコ、フョードロフ、サプチャック、スタンケビッチ、ボリスキー、リャプチェンコ、フィリシン、クグリチノフ、コルビン、ザスラフスキー、ルイシコフである。候補者推薦打ち切りが提案され、賛成多数で可決された。大会規則によれば、議長候補者推薦のため、代議員代表者会議を開くことになっていたが、実際には開かれなかった。この点を問題にする代議員もいたが、議長ゴルバチョフは、大会規則はすでに古くなっている（89年12月に制定されたばかりであるが）こと、大会はその手続を決定する権限があるから旧規則に拘束されないこと等回答している。それならまず規則を改正すべきだと思うが、「法律を制定する機関は法律に優越しているから法律に拘束されない」といった古いソビエト的法律観が残っているようにみえる。アルメニアの代表は、三つの共和国が共同すれば候補者を忌避できるよう主張したが無視された。

候補者の審議の段階で次々に辞退者がでた。プリマコフ（最高会議民族院議長）、ルイジョフ（最高会議科学委員会委員長）、コルビン（人民統制委員会委員長）、ア・エム・ヤコブレフ（科学アカデミー国家・法研究所部長）、スタンケビッチ（科学アカデミー世界史研究所上級研究員）、ルイシコフ（首相）、ボリスキー（共産党中央委員会部長）、ア・エヌ・ヤコブレフ（党政治局員）、ナ

ザルバーエフ（カザフ共和国最高会議議長）が辞退した。

ルキヤノフから候補者の審議が始まった。ルキヤノフはそれまで最高会議第一副議長を務め、最有力候補であった。カルムイコフ（最高会議立法問題委員会委員長）は、議長には法律専門家が望ましい（発言者自身法律家である）とし、ルキヤノフを支持した。ルキヤノフは法の分野の「生きた百科辞典である」という称賛の声もあった。代議員グループ「サユース」も彼を支持した。別の代議員は、ルキヤノフが議事規則に忠実でないこと、昨年の第2回人民代議員大会で特権問題について投票した際、彼は記名投票に反対したこと等を理由に、彼に反対した。最高会議議長は独立して行動すべきであるが、ルキヤノフは大統領ゴルバチョフに近すぎるとか、党政治局に権力を独占させるべきではない（ルキヤノフは当時政治局員候補）といった議論もあった。

続いて他の候補者の審議が始まったが、その段階で手続問題が生じた。候補者カザンニックに対する忌避提案があったが、その取扱いをめぐってである。議長ゴルバチョフは忌避提案を投票にかけようとしたが、反対意見が続いた。既述のように、これまでのソ連の選挙では、最終候補者に立候補する個人の自由はなかった。候補者になること自体承認を必要としたのである。第1回人民代議員大会の最高会議議長選挙の際、ゴルバチョフの対立候補として立候補したオボレンスキーは、そのため多数決によって候補者になることさえ否定されたのである[(1)]。クルイシコフは、この際このようなルールを改めるよう提案している。議長ゴルバチョフは、辞退の場合はそのまま認めてよい（以前はそれも投票で決めていた）が、忌避提案があれば票決すべきであり、それが「われわれが常に固持してきた手続」であると主張した。

この問題について、セベンツォフ（最高会議立法問題委員会メンバー）の発言が興味深い。彼によれば、この問題は議事規則審議の際何度も論議されたと

(1)　拙稿「ソビエト議会のドラマ的展開」（『神戸法学年報』第5号、1989年）15〜17頁参照。

いう。規則によれば、選挙の際、候補者の名簿を作成し、その名簿を承認する投票を行うことになっている。しかしそれは候補者のだれかを忌避するためのものではなく（辞退は認められる）、だれが候補者であるかを忘れないため等のための確認の投票である。実際ソ連では確認のための形式的投票がよく行われるし、法律の中にもこの種の確認投票を定めたものがある（といっても法律中にその趣旨が必ずしも明記してあるわけではないのでしばしば混乱が生じる[2]）。

スタロボイトワ（科学アカデミー民族関係研究センター上級研究員）も、議事規則は候補者を名簿に登録する手続を定めただけで、忌避手続を規定したものではないと主張した。また辞退を承認するか否かについてさえ投票で決めていた従来の方法は、規律が重視される党の組織原則を国家に当てはめたものだと批判した。

この点について、議事規則は、「大会はソ連邦最高会議議長選挙の候補者を

---

(2) 単なる確認のための投票の例は、本大会でもしばしばみられた。例えば、大会は、最初、新しく選出された代議員を承認する投票を行った。ゴルバチョフを大統領候補者として確認する投票もそうである。大統領選挙後や最高会議議長選挙後の集計委員会の発表結果を確認する投票などもそうである。これらの承認事項は、手続や計算ミス等の技術的瑕疵を根拠にしてしか反対することは許されないであろう。ゴルバチョフの政策に反対だからといって、彼を大統領に選出した投票の結果を承認しないというわけにはいかない。別の例をあげれば、例えば９０年５月４日の「ソ連邦脱退法」にも同じような問題がある。同法によれば、脱退を望む加盟共和国は、まず人民投票を行って有権者の３分の２の多数の賛成を得なければならない。その後移行期間を設定し、脱退に伴う利害関係の調整等を行い、最終的にはソ連邦人民代議員大会の承認が必要となっている。この最後の大会の承認という条件は、単なる確認のための投票と解すべきであり、脱退の当否の政治的判断を許すものとは思われない。つまり脱退のための手続が正常に行われておれば反対することはできないはずである。しかし、先の最高会議議長の候補者問題でもゴルバチョフが実質的な忌避投票を主張したように、ソ連の当事者においても、各場合の投票が実質的な投票か、それとも単なる確認のための投票かという区別は、必ずしも事前に明確に認識されているわけではないのである。

承認する」（第92条）と定めていた。法学界の最高権威者と目されるクドゥリャフツェフ（科学アカデミー副総裁）も、法律家として（ただし、二人法律家がいると三つの意見があるというから、私が間違っているかもしれないなどと付け加えているが）セベンツォフ、スタロボイトワの解釈を支持すると発言した。法学士ゴルバチョフは納得がいかないようで、「大会が候補者を承認する」というのは、大会がカザンニックを名簿に載せるか否か決定すべきだということではないかと再度クドゥリャフツェフに質問している。クドゥリャフツェフは、大会が承認するのは候補者名簿全体の確認のためであり、個々の候補者の忌避のためではないと答えた。ゴルバチョフは、名簿のなかに支持できる者とできない者がいる時、どうして名簿全体を一括して投票にかけることができようかと、なお忌避投票に固執している。しかし全員を候補者にすべきだという意見が続いたため、結局ゴルバチョフも忌避投票を締め、カザンニックを名簿に残すことにした。

他の候補者の審議に移った。ルベンチェンコ、フョードロフ、サプチャック等法律家が多く、それがこれら候補者のメリットとして推薦されている。若手のフョードロフは、出版法の立法化問題で活躍しているが、彼は名誉ある憲法監督委員会のメンバーに推薦されたのにそれを断り、最高会議の立法活動に専念しているという。サプチャックに対しては、一貫性に欠ける、軍に反対している等の批判があった。議長ゴルバチョフが、フョードロフの審議の後、フョードロフを名簿に残すことに異議がないかどうか会場に訊ねているところをみると、まだ忌避投票の癖が抜け切れていないようである。

審議の過程で、最高会議の位置づけについても少し議論があった。ルベンチェンコは、「ソビエトの議会への転換」を説いている。現代では、最高会議は必要な装置を欠いており、未だ議会にはなっていないと言う。代議員はいても、その活動を支える事務機構、設備はほとんど整っていないのである。従来は一年に数日、満場一致の投票機械として働くだけであったから、何の装置も必要

としなかったのである。サプチャックも、わが議会は独立しておらず、政府の支出をコントロールする権限ももっていないと言う。そして最高会議を、代議員が十分活動できるような装置をもった議会にするよう訴えている。最高会議が「議会」であるべきだという議論には、もはや反対論は聞かれない。

結局候補者としては８人が残り、その名簿が一括して承認された。

３月15日の夕刻の会議では、最高会議議長の投票が行われた。投票の仕方は、ソ連では常にそうであるように、１人１人の候補者について賛否の投票を行うという方法である。有権者（大会代議員現員2,245人）の過半数の票を獲得した者が当選者となる。当選者がいないときは上位２人で決選投票を行うことになる。結果はルキヤノフが当選した。主な候補者の得票は次のとおりである。ルキヤノフ－賛成1,202、反対682（支持率53.8％）、カザンニック－賛成75、反対1,809、ルベンチェンコ－賛成377、反対1,517、サプチャック－賛成77、反対1,807、フョードロフ－賛成39、反対1,845。最後にこの投票結果を確認する投票が行われ、承認された。

（２）　リトアニア独立問題

第３回ソ連邦人民代議員大会の最後の議題は、リトアニア問題であった。既述のとおり、リトアニアの大会代議員はこの大会に正式メンバーとして参加することを拒否していた。リトアニア出身の代議員アンタナイチスは、自分達はオブザーバーとして出席しているだけであると発言している。この大会に時期を合わせてリトアニアでも最高会議を開催し、ソ連邦の大統領選出に先立って独立を宣言していた。ソ連邦の人民代議員大会でも、３月15日、急拠この問題を議題としてとりあげることになった。議長役は大会議長団の１人ボロトニコフ（当時ロシア共和国最高会議幹部会議長）が務めている。まずニシャノフ（ソ連邦最高会議民族院議長）が、リトアニアの独立宣言を無効とする決定の提案を行った。リトアニアの独立宣言と、それを無効と宣告した人民代議員大

会の決定の全文は、本書の紹介編に収録されている。

ニシャノフは、独立宣言を無効とする決定を行う理由を三つ指摘している。まず第一に、加盟共和国は連邦からの脱退権を有しているが、この権利は「一定の枠内で、すなわち他の諸共和国や全体としての連邦の利益を考慮にいれて」行使されるべきである。第二に、現在連邦からの脱退手続を定めた法律を審議中であり、その結果を待ち、その法律に従って脱退問題を提起すべきである。第三に、交渉もなしに一方的に独立宣言を突き付けるのはおかしい。防衛・政治・経済・社会問題、人道上の問題等、脱退に伴って話し合うべきことがたくさんある。原案はだれが作ったのかという質問に対して、ニシャノフは、彼自身と当時の連邦院議長プリマコフが作成したと答えている。

オボレンスキー（研究所技師）は、リトアニアの独立宣言の文書は配布されておらず、代議員はその内容を知らないことを指摘し、知らない内容について議論することはできないと述べた。彼はさらに、大会は今大統領を選出したばかりであり、もしリトアニアで市民の利益などに現実の危機が生じているのなら、必要な決定を行うのは大統領の役割ではないかと述べている。ニシャノフは、問題はヨーロッパ全体の安全に関わり、第二次世界大戦の結果に関わる重要問題だとして、当然大会がその意思を表明すべきだと答えている。別の論者も大統領の権限だと主張したが、ニシャノフは、大会は最高機関であり、あらゆる問題について審議し、決定できると答えている。

権力分立論が確立したといってよい現在においても、大会はなお全権力機関とされている（最高会議の方は執行権を失ったが）から、一応あらゆる問題を決定しうるといえそうである。しかし権力分立論の観点からは、憲法監督委員会が設置され、また大統領に憲法統制権が与えられた現在、大会にも、別の機関の決定を無効とする権限があるか否かは疑わしい。また連邦論の観点からも、共和国の最高機関の決定を連邦の大会が無効としうるか否かについては疑問が多い。立法過程からすれば、この点はむしろ否定的に解されるべきである。

88年の憲法改正でソ連邦人民代議員大会の制度が新設された時、当初の案では、大会の独占的管轄事項として、「ソ連憲法に矛盾するソ連邦最高会議または加盟・自治共和国の最高国家権力機関の採択した法令の破棄」という項目があった。これは共和国の権利を侵害するものだとして激しい批判を浴び、「加盟・自治共和国の最高国家権力機関」の語は削除されたのである（第108条12項)。つまり共和国法に対する連邦の大会の憲法統制権は否定されたのである（その代りそれは従来どおりソ連邦最高会議幹部会に残されることになり、さらに90年の憲法改正で、同幹部会から大統領に移行したことになっている)。このような経過からすれば、大会は、リトアニア共和国最高会議の法令を無効とする権限はないというべきである。ただ法技術的には、先の第108条は、大会の独占的権限を定めたものであるから、独占はしないが権限はあるとも解釈できるし、そもそも第108条は、列挙された事項以外にも、「全連邦的意義を有するその他の諸問題の決定」を大会の権限としているから、大会は万能ともいえるのであるが。

討論では、リトアニアに批判的な意見が多かった。特に数人の軍人が強くリトアニアを批判している。批判の根拠としては、人民投票を行うべきだという主張が多い。ロイ・メドベージェフなどもそのように発言している。

ギロ（民間航空機機長）は、リトアニアは連邦から脱退するといっているのではなく、1940年の加盟がそもそも無効だと主張しているのではないかと的確な質問をしているが、ニシャノフは、1940年の事実経過については今再検討する根拠がないと逃げているだけである。またインケンス（ラトビア共和国テレビ局上級編集員）は、1940年の加入に際しては何の条件もなかった（加入手続法はなく、人民投票も行われていない）のに、現在はリトアニアにいろいろ条件を付けるのはおかしいのではないかと、これまた的確に問題点を指摘している。これについてもニシャノフは、検討が必要だと答えているだけである。これらの重要な問題に回答できないところに連邦中央政府の理論的な弱点が表れ

ているといえそうである。

この後者の論点については、代議員の発言のなかに、回答らしきものがないわけではない。例えば、「軽率な結婚も、簡単には離婚できない」といった比喩を使っているものもいる。確かに、婚姻法上、たとえ軽率な結婚であっても、離婚のためには一定の条件が必要である。しかし、それに対しては、結婚なしには離婚もありえないという反論がなされている。そもそもリトアニアはソ連邦に加盟していないというのである。このような比喩を使うとすれば、軽率な結婚ではなく、「強制結婚」の場合を当てはめるべきであろう。強制結婚は最初から無効である。またアルクシス（軍人、ラトビア出身）は次のような計算をして、独立に反対している。独立宣言に賛成した代議員133人に投票したのは有権者の41.2％に当るだけで、過半数の支持を得ていないというわけである。しかしこれは選挙の棄権者を独立反対者とみなした上での計算であり、実際には独立支持者がリトアニア市民の圧倒的多数であることは間違いないであろう。

リトアニアの独立をめぐっては、それに反対する立場から具体的な論点もいろいろ提起されている。白ロシアの代議員は、リトアニアは白ロシアに領土を返還せよと主張した。彼によると、1920年のロシア・リトアニア間の平和条約でビリノ（ビリニュス）市はリトアニア領とされたが、本来その地は白ロシアのものであり、リトアニア人は2％位しか住んでいなかったという。20年8月ビリノはポーランドに占領され、39年には赤軍の占領のもとビリノ市とビレン州はリトアニア領とされた。40年に白ロシア共和国最高会議幹部会令により、3千平方キロメートル（人口5万5千人）がリトアニアに譲渡された。リトアニアが独立するのなら、これらの領土を返せというのである。チホノビッチ（ビリニュス教育大学助教授）は、1938年にビリニュスの人口の54％はポーランド人であったとし、リトアニア共和国内にポーランド人の自治区を創ることを要求している。

軍港クライペダ市の扱いも問題とされた。ファーリン（党国際部長）は次の

ように言う。1918年までクライペダは東プロシアの一部であり、リトアニアの構成部分ではなかった。それは45年にはじめてリトアニアの一部となったのである。彼はまた、39～40年だけでなく、1917年前後の時期の歴史を考慮すべきだという。つまりバルト諸国はもともと帝政ロシアの支配下にあったが、第一次世界大戦中からロシア革命の混乱期にドイツによって切り離されたというのである。

マスリュコフ（ゴスプラン議長。彼は大臣であり、人民代議員資格をもたないが大臣として発言できる）は、経済上の問題点を指摘した。彼によると、連邦財産の使用に対する債務、経済関係断絶に伴う損失、対外債務のリトアニア負担部分、脱退に反対する市民（ソ連邦の他の地域に移住することになる）に対する補償、軍事設備の撤去等の費用などをどうするか考えなければならないという。独立によって国民経済に与える損害は180～200億ルーブルに達するが、これはリトアニアの国民所得の２倍に相当するという。さらにこの間のリトアニアへの投資は500億ルーブルに達し、ソ連邦加盟時は最も貧しかった同共和国が、今日では最も豊かな国になったという。

多少リトアニアに同情的な発言もあったが、多くは独立に批判的であった。リトアニアからはエヌ・メドベージェフが１人だけ発言した。40年の加盟は軍事占領下で行われたものであり、いかなる人民投票も行われていない。選挙は強制されたもので、棄権すると人民の敵とされた。ファシストは20万人のリトアニア人を殺したが、ボリシェビキはその２倍も殺した。彼は大会の決定案に反対し、最高会議の民族院でこの問題を討議するよう提案している。

最後にゴルバチョフ大統領が議論を整理し、若干の語句の修正を提案している。大統領も代議員ではないが、彼がどういう資格で発言しているのかも不明である。ともかくこの大統領提案が投票に付され、賛成1,463、反対94、保留1

(1)　エストニアとラトビアの独立宣言およびそれを無効と宣告した大統領令についても、本書の紹介編に収録されている。

28で可決された。圧倒的多数の賛成ではあるが、リトアニア議員団をはじめ、棄権・欠席者が560人もいる。

（3）　共産党の指導性原則の破棄

大統領制導入のための憲法改正に先立って、憲法総則（第1編の『ソ連邦の社会体制および政治の基礎』）の一部の条文も改正された。この第1編は、第1章「政治システム」、第2章「経済システム」、第3章「社会発展と文化」を含んでいる。これらは、近代憲法であれば市民の基本権として規定されるはずのものが、社会主義のもとでは、体制の基本原則を国家の側から定める条項に転換していかざるをえないことを示すものである。例えば「結社の自由」は「共産党の指導性」の問題、社会団体の国家化の問題に転換し、基本権の章ではなく、総則に規定されることになる。また「私的所有権」は基本権ではなく、社会主義的所有権に転換して国家の経済体制の基礎を定める規定へと転換する。「個人的所有」も基本権の章ではなく、総則に規定されているのである。これらの理論的問題については別に論じたことがある[(1)]。社会主義が動揺している状況のもとで、憲法規定のこのような分裂に（総則と基本権）にも新しい動向がみられ、総則の規定は基本権の規定へと再吸収される方向にあるのである。今回の改正はその第一歩である。

まず政党制度に関わる部分からみていこう。現行憲法（1977年）第1章「政治システム」は、第1条〜第5条でソビエト・システム、合法性、人民投票制などを定め、次いで第6条で共産党の指導性を、第7条で社会団体について定めていた（さらに第8条は労働集団、第9条は社会主義的民主主義について規定している）。今回改正されたのはこの第6・7条である。3月11日の共産党

---

(1)　拙稿「社会主義的基本権の論理と体系」（社会主義法研究会編『現代社会主義憲法論』１９７７年，「社会主義憲法の現況」（『ジュリスト』１９８７年5月1日号），『ソビエト憲法理論の研究』（創文社、１９８４年）第2章第2節の二、参照。

中央委員会総会は、社会団体の立法発議権を行使して（憲法第114条によれば、社会団体の全連邦的機関も立法発議権を有する。社会団体に条件はついていない。今後の運用が注目される）、この２ケ条の改正を提案することを決定した。[2] この点今回の他の憲法改正と手続を異にしている。

まず新旧の条文を比較しておこう。

旧第６条－ソビエト社会の指導的・先導的な力であり、その政治システムならびに国家組織および社会団体の中核であるのはソ連邦共産党である。ソ連邦共産党は人民のために存在し、人民に奉仕する。

マルクス・レーニン主義の学説で武装した共産党は、社会発展の総合的展望およびソ連邦の内外政策の路線を定め、ソビエト人民の偉大な創造的活動を指導し、共産主義の勝利のための人民の闘いを計画的で科学的に基礎づけられたものにする。

すべての党組織は、ソ連憲法の枠のなかで行動する。

旧第７条－労働組合、全連邦レーニン主義共産主義青年同盟、協同組合その他の社会団体は、自らの規約に定める任務に従い、国家的・社会的事業の管理ならびに政治的、経済的および社会的・文化的諸問題の決定に参加する。

新第６条－ソ連邦共産党、その他の諸政党、ならびに労働組合、青年団体、その他の社会団体および大衆運動体は、人民代議員会議に選出された自らの代表をとおして、およびその他の形態において、ソビエト国家の政策の作成および国家的・社会的事業の管理に参加する。

新第７条－すべての政党、社会団体および大衆運動体は、その綱領および規定の定める機能を遂行し、憲法およびソビエト法の枠内で行動する。

ソビエト憲法体制および社会主義国家の一体性を暴力的に変更し、その安全を堀り崩し、または社会的・民族的・宗教的反目を煽ることを目的とする政党、団体および運動体の創設および活動は許されない。

---

(2) См. Информационное сообщение о Пленуме ЦК КПСС, 《Правда》, 12 марта 1990г.

ポイントになったのは旧第7条の定める共産党の指導性原則の問題であった。この規定は、共産党の一党独裁を正当化する規定として改革派の批判を浴びた。この規定がそのような内容をもつことは確かであり、またそれがもつ憲法上の理論的意味は大きい。しかし、この規定が実際にそのように機能していたかといえば決してそうではない。そもそもソ連の憲法はこれまで紙の上だけのものであり、そこに何が書いてあるかはだれも関心をもっていなかったし、具体的な政治問題が憲法を根拠に論議されるということも皆無であった。逆に1977年憲法以前には、共産党の指導性原則を規定した条項はなかったが、そのことは共産党の一党独裁の何の妨げにもなっていなかったのである。もし第6条の指導性規定をさりげなく削除しておけば、この条項が政争の焦点になることもなかったであろう。しかし、東欧諸国で共産党の支配が崩壊し、ソ連でも共産党に対する批判が強まるなかで、第6条は、共産党独裁の象徴とみなされるに至った。

以下、90年3月の人民代議員大会におけるこの問題をめぐる論争を紹介するが、それは集中して審議されたわけではなく、大統領制導入の審議を中心とした討論の過程で、時々党の問題がでてきたかと思うとまた別の問題に移り、しばらくしてまた党の問題がでてくるといった具合に、まとまりを欠いたまま断続的に討議されたものである。

まずシャパバレンコ（生産合同実験室長）が疑問点を整理した。第6条から「共産党」の語を削除せよ。大統領は共産党書記長はじめいかなる政党の指導者にもなれないことを明記せよ。大統領評議会のメンバーも、党・団体・国家機関の職務につくことができないとせよ。ツィプリャーエフ（光学研究所学術書記）は、新第7条と旧第51条（結社の自由条項）は矛盾するのではないかという問題を提起している。ある代議員は言う－新第7条によれば、政党はその綱領と規約に従って活動するという。しかし共産党の綱領を読むと、共産党はソビエト社会の指導的力であると書いてある。これは矛盾するではないかー。

しかしそれは憲法ではなく共産党の問題であり、いずれ検討されるだろうとクドゥリャフツェフは回答している。

ルベンチェンコ（ソ連邦最高会議立法問題委員会メンバー）は、第6条が、「共産党およびその他の諸政党」という表現で、共産党だけを特に表記することに反対している。その際、例えば「人民代議員」の規定を、「エゴール・クジミッチ・リガチョフおよびその他の諸人民代議員」と書いてもいいのか、と批判しているのがおもしろい。保守派の幹部リガチョフはなにかとからかい半分で言及されることが増えており、それは彼の権威の失墜を物語っているようである。クドゥリャフツェフは、リガチョフは1人の代議員にすぎず、他に2千人以上の代議員がいるが、共産党は連邦レベルで唯一の政党であり、その現実がここに反映しているのだと答えているが、一体説得力をもっているだろうか。

憲法改正が全体として承認された後で、各条文の再修正が議題となった。ある代議員は、それは今日の現実ではあっても明日は現実ではなくなるだろうとして、共産党の語を削除し、「すべての政党」という表現に直すよう主張している。この修正案は投票に付されたが、賛成1,067、反対906で、3分の2の多数を集められず、否決された。

別の代議員は第7条につき、「綱領・規約に定めた任務を遂行する」という表現の削除を提案した。先にもみたように、共産党の綱領には、「社会の指導的力」という表現があるからである。ポポフ（後のモスクワ市議会議長）は次の三つの提案を行っているが、今後の課題として提起しているだけで、具体的な修正案をだしたわけではない。第一に、いろんな文書に党員であるか否かを書く欄があり、党員であることが一定の特権を伴っているが、党への所属について申告させることを禁じること。第二に、企業等には党の初級組織があるが、複数政党制への移行に伴い、これらの党組織の活動を禁止すること。軍、国家保安委員会、内務軍、民警の士官や上級職員、法維持機関の勤務員は、どの政

党が選挙で勝利するかに関係なく、法律・祖国に奉仕すべきであり、いかなる党にも加入すべきではない。

ロパーチン（マルクス・レーニン主義大学学長）は、世界の経験からすれば、軍人や公務員は政党に加入する権利をもっているという。ただし妥協策として、第7条に次のような条項の追加を提案している。「国営企業、ソ連軍、検察機関、国家保安機関、内務機関および裁判所における政党の活動は禁止される」。

ある代議員は、過激派の活動が活発化していることを考慮にいれ、法的手続で登録された政党その他の団体等の財産や出版機関等はソ連邦の憲法と法律の保護の下にあることを明記するよう求めた。オボレンスキーは、「安全を掘り崩す」とか「社会的反目を煽る」というあいまいな表現に反対し、削除を求めた。例えば、不法な特権を定める者や、それを批判する者は、ともに社会的反目を煽ることになるではないかという。リャプチェンコも、政党はさまざまの階級の利益を追求するのであるから、社会的反目が生じるのは当然であるとし、「反目」の語の次に、「法律で追及されるところの」という語句を追加するよう要求している。他方で、「反目」の中に「経済的反目」も追加せよ、「憲法の枠内で」という場合、その前に「ソ連邦および加盟共和国の」という語句を入れよといった提案もあった。第6・第7条は、抽象的な宣言にすぎず、無意味であるから、いっそのことすべて削除せよという意見もあった。外国から資金の提供を受けて団体を組織したり活動するのを禁止せよとの提案もあった。

議長ゴルバチョフは、これらの提案を整理し、軍人や公務員の政党への所属・活動の問題については憲法では規定せず、今後の最高会議の審議に委ね、政党法・社会団体法の制定の際に解決するよう提案した。採決の結果、この提案が承認された。第7条から、「綱領・規約の定める機能を遂行する」という語句を削除するという提案も採決に付されたが賛成1,343（反対605）を集めたものの、3分の2の多数に達せず、否決された。オボレンスキーは、第7条から、「堀り崩す」、「反目を煽る」という表現の外に、「ソビエト国家体制」の表

現から「ソビエト」の語を取るよう提案したが、賛成349、反対1,505で否決された。クジミン（オートメ化・水理学中央研究所部門長）は、政党などが憲法の枠内で行動するのは当然であるとして、第7条の2項全体の削除を提案したが、賛成266、反対1,642で否決された。リャプチェンコの「法律で追及されるところの」という語句を追加するという案は、1,428の賛成を集め、反対（反対485）の約4倍の支持をうけながら、否決となった。

憲法の前文には、「共産党の指導性」についての表現が残っていることを問題にする代議員もいた。代議員のモラルを問題にする者もいた。つい最近まで大統領制に反対していた者が賛成に回り、つい数ケ月前には憲法第6条の改正に反対していた者が現在は賛成しており、態度が一貫していないというのである。

討論の過程で提起された憲法前文および第51条の問題は、無視されたかのようであったが、後でその問題性が見直されたのであろうか、クドゥリャフツェフがその修正を提案している。前文からは、「全人民の前衛である共産党の指導的役割が増大した」という表現の削除が提案された。さらに第7章の市民の基本権のリストのなかの結社の自由に関する第51条の修正が提案された。同条の新旧条文を比較すれば、次のようになる。

旧第51条－共産主義建設の目的に従い、ソ連市民は、政治的積極性および自主性の発展ならびにその多様な利益の充足を促進する団体に結合する権利を有する。

新第51条－ソ連市民は、政治的積極性および自主性の発展ならびにその多様な利益の充足を促進する政党および社会団体に結合し、大衆運動に参加する権利を有する。

社会団体には、自らの規約上の任務を成功裡に遂行するための諸条件が保障される。

これまで第51条は、通常の結社の自由に関する条項とはみなされず、政党などはそのなかに含まれないと考えられていた（作家同盟などの公認団体等を指していた）。それは総則の第6条の定める共産党の指導性原則からの論理的帰結であった。新条文には、そこに政党が含まれることが明記された。したがって、すでに新6・7条は不要になったといえる。既述のように、社会主義憲法は人権規定を総則と基本権規定に分裂させたのであるが、それを再び後者へと統合すべきことがますます明らかになってきたのである。また「共産主義建設の目的」という条項も削除された。これは共産主義建設の目的以外の結社も認められることを意味するだけでなく、共産党自身、今や共産主義建設を目的としてはいないことの反映でもあった。

前文および第51条の改正案は、賛成1,884、反対64、保留41の圧倒的多数で可決された。

共産党の指導性原則の否定に伴って、国家と党の指導者の兼職問題が改めてとりあげられた。数人の代議員がこの問題をとりあげたため、「大統領は政治組織・社会団体の指導的な地位に就くことができない」という規定を導入するか否かが投票に付された。賛成1,303、反対607、保留64で、賛成が反対の2倍以上であったが、規定数に達せず否決された。

また大統領は、大統領としての報酬以外受けとってはならないという規定がおかれたわけであるが、この規定を、「大統領は他の有給の職務に就くことはできない」と改めるよう提案するものもいた。先のように兼職禁止条項は否決されたため、この提案も意味を失ったようであるが、大統領の報酬をどうするかという問題は残っていた。これまでゴルバチョフ氏は党書記長であると同時に最高会議議長でもあったわけであるが、彼自身の説明によると、党書記長としての報酬1,200ルーブルを受けとっているだけで、最高会議議長としての報酬は受けとっていないという。今後は大統領としての報酬以外は辞退することになるわけである。

憲法第6条の改正による共産党の指導性原則の廃止は、二つの意味をもつ。一つは、共産党を他の政党と同列に扱うこと、すなわち複数政党制の容認を意味する。これは既成事実の追認にすぎないともいえるが、政治を活性化させ、野党の成長を促進することになろう。もう一つは、国家と党の分離である。これまでのように党が行政機能を担うことは許されない。また党は直接国家機関を指導することもできない。この点で具体的に問題になるのは、軍隊・国家保安委員会・法維持機関（民警・検察庁・裁判所等）における党組織の問題である。これらの党組織が国家機関を直接指導することが許されないのは当然であるが、これまで党の指導が余りにひどかったため、最近では他方の極端に走る議論も多い。つまり党と国家の分離という原則は、当然これらの国家機関に勤務するものは政党に所属することさえ許されないことを意味すると解するのである。今後、予定されている結社法の制定を軸に、この問題をめぐって論争が続いていくであろう。

（4）　所有制度改革その他

第3回人民代議員大会における憲法改正は、大統領制の問題、共産党の指導制の問題の外、所有権の問題にもわたっている。しかしこの問題は、新所有法の制定の問題として、それまで最高会議で審議されており、またその後も審議が続いた後、1990年3月6日に新法が成立した。そのため人民代議員大会では、所有問題についてはまとまった討論は行われていない。したがってここでは憲法の新条項を紹介するにとどめる。

ソ連憲法第1編の総則的規定の第1章が政治システムに、第2章が経済システムに当てられていることはすでに述べた。第1章の第6・第7条が改正されたことも既述のとおりである。第2章のうち、所有制度について定めた第10～第13条も今回改正された。新旧両規定を比較すれば次のとおりである。まず旧規定は次のとおりである。

旧第10条　ソ連邦の経済システムの基礎は、国家的（全人民的）所有およびコルホーズ的・協同組合的所有の形態における生産諸手段の社会主義的所有である。

労働組合およびその他の社会団体の、その規約の定める任務の実現のために必要な財産も社会主義的所有である。

国家は社会主義的所有を保護し、その増殖のための諸条件を創る。

いかなる者も、個人的利益を目的として、またはその他の利欲的目的で社会主義的所有を利用する権利をもたない。

旧第11条　国家的所有は全ソビエト人民の共同財産であり、社会主義的所有の基本形態である。

土地、地下資源、水資源および森林は、国家の独占的所有のものにおかれる。工業・建設および農業における基本的生産諸手段、運輸・通信諸手段、銀行、国家の組織した商業・公益およびその他の企業の財産、都市の基本的住宅フォンドならびに国家の諸課題の実現のために必要なその他の財産は、国家に属する。

旧第12条　コルホーズ、その他の協同組合組織およびそれらの結合体の所有となるのは、その規約の定める任務の実現のために必要な生産諸手段である。

コルホーズの占有する土地は、コルホーズのために無償かつ無期限の使用に供される。

国家は、コルホーズ的・協同組合的所有の発展およびその国家的所有との接近に協力する。

コルホーズは、その他の土地利用者と同じように、土地を効果的に利用し、それを大切に扱い、その肥沃度を高める義務を負う。

旧第13条　市民の個人的所有の基礎となるのは、勤労収入である。個人的所有になりうるのは、日用品、個人的必需品、便益品、家庭副業経営用財産、住居および勤労貯蓄である。市民の個人的所有およびその相続権は国家によって保護される。

市民の利用に供することができるのは、法律の定める手続により、副業経営（家畜および家禽の飼育を含む）、園芸、菜園および個人住宅建設のために提供される

土地の一画である。

市民は、提供された土地の区画を合理的に利用する義務を負う。国家およびコルホーズは、市民の副業経営に援助を与える。

個人的所有または市民の利用のもとにある財産を、不労所得を得るために活用したり、国家の利益に損害を与えるように利用することはできない。

次は改正された新条項である。

新第10条　ソ連邦の経済システムは、ソビエト市民の所有、集団的所有および国家的所有に基いて発展する。

国家は、多様な所有形態の発展のために必要な諸条件を創り、その平等な保護を保障する。

土地、地下資源、水資源および動植物界は、その自然のままの状態において、当該地域に居住する人民の奪うことのできない財産をなし、人民代議員会議の管轄下におかれ、市民、企業、施設および団体に、利用のために提供される。

新第11条　ソ連邦市民の所有となるのは、市民の個人的財産であり、物質的・精神的要求を満たし、経済的その他法律で禁止されていない活動を自主的に行うために利用される。

市民の所有になりうるのは、市民の所有として取得が許されていない種類の財産を除いて、勤労収入によって、およびその他の合法的根拠によって取得した消費用および生産用の任意の財産である。

農業、個人副業経営および法律で定められたその他の目的のため、市民は、土地の一画を終身的に占有および利用し、また相続させる権利を有する。

市民の財産の相続権は認められ、法律によって保護される。

新第12条　集団的所有となるのは、賃貸企業、集団企業、協同組合、株式会社、経済組織およびその他の結社の所有である。集団的所有は、法律の定める手段によ

る国家的所有の変換ならびに市民および団体の財産の自発的結合の方法で創造される。

新第13条　国家的所有は、全連邦的所有、加盟共和国の所有、ならびに自治共和国、自治州、自治区、道、州およびその他の行政・地域単位の所有（公有）である。

新旧両規定の相違は次の点にある。①まず経済システムの基礎は「社会主義的所有」であるとする思想が一掃され、社会主義的所有という表現自身姿を消したことである。所有形態の多様化を画るとされ、その規定順も、市民の所有、集団的所有、国家的所有という逆の順序になった。②個人的所有概念に代って「市民の所有」概念が登場した。市民の財産には生産手段も含まれることになっているから、それは私的所有といってよい（従来私的所有と個人的所有を区別する基準は、生産手段を対象として含むか否かにあった）はずであるが、「市民の所有」という新語が用いられたのは、私的所有概念に拒絶反応を示す保守派との妥協の産物であろう。

③集団的所有という新概念のもとに、従来からの協同組合的所有の他に、株式会社所有等新しい所有形態が認められた。特に従来の国営企業の株式会社化が計画されており、それは所有・経済システムの大きな転換を意味する。集団的所有という概念には社会主義イデオロギーのニュアンスが感じられるが、株式会社所有も集団的所有の一形態とみなされている点が興味深い。現在のソ連では、株式会社を資本主義的所有形態としてよりも、むしろ社会主義的性格のものとみる見解が一般的なのである。その点では今日の西欧諸国は社会（民主）主義の先進国ということになる。④国家的所有は、従来は全連邦の所有を意味したが、今後は、連邦所有・共和国所有・各地方自治体所有に分割していくことになる。

⑤土地を国有とするという規定がなくなり、「当該地域に住む人民の財産」というあいまいな規定となった。といっても、実際にはその土地に居住する住

民が土地を自由に処分することができるわけではなく、土地を管理するのは人民代議員会議となっているから、従来と何ら変りはない。ただ、市民には終身の占有・利用権（相続可能）を与える制度がつくられた。ペレストロイカのもとで家族請負制が勧奨され、昨年の段階では賃貸法が制定され、土地の長期賃貸制による個人経営の促進が目指されたのであったが、早くも方針が変更されたわけである。朝礼暮改がはなはだしいのであるが、いずれもうまく活用されてはいない。土地の私有制を認めないかぎり、飛躍的な改善は望めないようである。

討論の過程では、土地・天然資源は共和国の所有とすべきだという提案があった。しかしクドゥリャフツェフは、すでに制定されていた新土地基本法の立場（憲法はそれに合わせた）を支持し、土地の帰属は重層的構造をもち、多元的に帰属していると説明している。つまり一部の要素はソ連邦へ、他は共和国へ、さらに地方ソビエトへ帰属するというのである。これは「その地域に居住する人民の財産」という憲法や土地法の規定と矛盾すると思われる。次に政府の側からは、「すべての所有形態の利用は、労働する者の生産手段からの疎外と、人間による人間の搾取を排除しなければならない」という語句の追加が提案された。この表現は所有法には含まれているが、クドゥリャフツェフは、憲法第14条（未改正）も搾取からの自由を定めており、改めて追加する必要はないと答えている。

所有権規定をめぐる論議はその程度であった。実際に新所有制度がどのように運用されるかは、今後の展開を見ないと分らない点が多い。それは改革全体の進展具合に依存している。国営企業を株式会社化するといっても、国家が最大の株主として残りそうである。土地の占有・利用権といっても、相変らずソビエト機関がそれを配分するのであり、急速な発展は望めない。個人経営もそう急には発展しないであろう。所有制度の改革も、実際にはまだまだ時間がかかりそうである。

大会では、そのほか国家・協同組合コンツェルンＡＮＴの腐敗問題もとりあげられた。最初に発言したのは保守派のポロスコフ（後のロシア共産党第一書記）であった。彼は、ペレストロイカの目覚しい経済実験をしているはずのこのＡＮＴが実は強盗行為を行っており、最新装備の戦車や新技術・希少金属・極端に不足している金属等々を不正に輸出し、暴利を貪っていたと非難した。このような不正行為があちらこちらにあるというのである。以後この問題は断続的にとりあげられた。特にサプチャックの発言が話題をよんだ。彼はＡＮＴの創設とその活動に政府が不正に手を貸していたと爆弾発言をした。さらに彼は、その文書にはルイシコフ首相その他の政府高官が署名していた、ＡＮＴの指導者は国家保安委員会の前勤務員であった、国家保安委員会がＡＮＴの活動の経済的安全性に保障を与えていた、ＡＮＴには免許状なしに輸出する権限が与えられていた等を暴露している。さらに彼は、ポロスコフのロシア中心主義を批判するためか、次のような余計な発言をしている。新ロシア議会はヤクート人のウラソフ（ロシア共和国首相）とアディゲイ人のボロトニコフ（ロシア共和国最高会議幹部会議長）が司ることになるが、ヤクート人やアディゲイ人がロシアやソ連の政府を指導することには反対しない。しかしロシア人がヤクート人やアディゲイ人を代表するのは反対である－と。

それに対してルイシコフ首相は激怒した。「私はまったくひどく憂鬱な気分になった。われわれは一体何をしているのか。ミハイル・セルゲイビッチ〔ゴルバチョフのこと〕、私はあなたも理解できない。なぜあなたはいつも同志サプチャックに発言を許すのか。なぜわれわれは、彼が皆に唾をはくようなことを許しているのか」。もちろん彼は不正とは無関係であることを訴えた。ヤクート人とアディゲイ人の代議員が、それぞれ、サプチャックの発言は彼等少数民族を侮辱するものだと批判した。議長ゴルバチョフは、サプチャックに発言を許したことについて、昨日からの約束だった云々と釈明している。その後代議員から、これらの発言の部分は放送しないという提案がだされ、投票に付され

たが、賛成673、反対1,250で否決された。

その他、この間比較的大きな発言権を行使してきた加盟共和国に比べて、力の弱い自治共和国・自治州・自治区の権利拡大を求める発言もあった。ハジーエフ（チェチェノ・イングーシ自治共和国出身）は、これら38の自治構成体を代表して声明を読み上げ、彼等の自決権、加盟共和国と平等の権利等を要求している。

第3章　ソビエト大統領制の特質

（1）　大統領制採用の必然性

大統領制導入の試みは、すでにフルシチョフ時代にもあった。1964年にフルシチョフは、大統領制導入を含む新憲法案を提出までしたが、その後失脚したためこの問題は御破算になった[1]。ペレストロイカが始まって後、88年の第19回党協議会でも大統領制の提案はあった。89年に最高会議議長のポストの新設が問題になったとき、このポストはソビエト版大統領だとか、半大統領だといった説明もなされていた。当時ブルラツキーのように、このような中途半端な機関ではなく、はっきりした大統領制の採用を主張する者もいた[2]。サハロフ博士もそうである。最高会議でも、同じような議論が、断片的ではあるが行われていた。しかし当時は、まだソビエト制度に対する信仰が根強く、ソビエト・システムと相容れない単独責任制の最高権力機関の創設は見送られたのであった。

---

(1) См. Лазарев В.М.,Президент СССР, 《СГиП》, 1990г., №. 7,стр.4.; Бурлацкий Ф., Безопасность и смелые реформы, 《Литературная Газета》, 7 марта 1990г.

(2) См. Бурлацкий Ф., О советском парламентаризме, 《Литературная Газета》, 15 июня 1988г.

しかしその後、89年秋の東欧における社会主義政権の崩壊をまのあたりにして、ソビエト権力も新たな対応を追られたのであった。

大統領制導入の根拠について、憲法改正過程で登場した議論についてはすでに紹介したとおりである。ソ連の文献では、大統領制導入の理由として次の二つを指摘するものが多い。一つは権力の空白の存在であり、他は、同じことを別の側面から論じたものであるが、ソ連の権力構造における執行権力の弱さである。また大統領のような強力な権力の必要性は、過度期における特殊の事情にもよるが、より長期的な展望からも説明される。ここでは大統領性導入の理由を次のように整理しておきたい。

①権力の党から国家への移行との関係。やや単純化していえば、従来党書記長が行使していた権力を担うべき国家機関として大統領が創設されたという面がある。唯一人の絶対的指導者が存在するという事実には何の変化もないのであるが、それが党書記長から大統領に移行するわけである。党書記長は国家はもちろん、党さえ代表する資格を本来はもっていなかった。それが実際には、非合法に最高権力を揮ってきたのである。法治国家の確立が叫ばれるなかで、このような異常な事態が許されるはずはなかった。時を同じくして共産党の指導性原則の見直しも進み、党と国家の分離の必要性が叫ばれており、党書記長に代る合法的な権力機関の創設が必要であった。権力の党書記長から大統領への移行は、現在の政治情勢のもとでは、ゴルバチョフ政権とペレストロイカを、その反対勢力から守るという意味ももちうる。党が権威を喪失し民衆から見放されるという状況になっても、大統領ポストは安泰である。当時ゴルバチョフは最高会議議長であったが、彼は共産党から人民代議員として選出されていた。党の保守化が進めば、ゴルバチョフは人民代議員からリコールされる可能性もあり、その時は議長職も失うことになる。この点からも党から独立したポストが必要だったという指摘もある。[3]

②権力の真空状態。ペレストロイカによって政治活動の自由は飛躍的に進ん

だ。他方で経済改革は一向に進まず、経済危機は深刻化するばかりである。民族紛争や連邦からの独立運動も盛んである。生活は改善されず、政治活動の自由化だけは進んだのであるから、不平・不満が一挙に吹き出しても不思議ではない。しかもこれまで表現行為が過剰に抑圧されていただけに、また政治運動の経験が未熟なだけに、一旦燃え上った反権力闘争は、正常な軌道から逸脱した過激なものになり易い[(4)]。「権力の危機」が叫ばれる所以である。当時のソ連のこのような状況に加えて、89年秋の東欧の劇的な展開があった。そして90年1月、久しく燻っていたアルメニア・アゼルバイジャン間の紛争が再び激化し、ナヒチェバン自治共和国、ナゴルノ・カラバフ自治州、バクー市などが無政府状態に陥った。このような事態に陥っても、ソビエト権力は機敏に適切な対応をすることができなかった。またそのような権力のメカニズムが存在しなかったのである。直接にはこの事件が、大統領制導入の引き金になったと思われる。危機の激化がより強力な権力の登場を必然化したのである。

③最高会議議長ポストの不十分さ。88年末の憲法改正で最高会議議長職が新設された際、ゴルバチョフ氏が議長として強力なリーダーシップを揮うことが期待されていた。89年の一応民主的といえる選挙で形成された人民代議員大会と最高会議の発足以来、ソ連の政治権力は党政治局・中央委員会から、これらの代表機関に移っていった。あらゆる重要問題はこれらの代表機関を軸に展開しており、それは政治の中心舞台・焦点となっていたといってよい。しかし、

---

(3) См. Мишин А., Власть авторитета или авторитет власти ?, 《Известия》, 2 марта 1990 г.

(4) 人民代議員大会の討論でも、タジクの代議員は、９０年２月にタジク共和国で権力を奪取して臨時政府を樹立する動きがあったと発言し、大統領の必要制を説いた。治安の濫れもひどく、日本では１９４５年以来殺された警官は５人しかいないが、ソ連で１４６人が殺されたという。また赤の広場では毎月１０人以上のテロリスト等の犯罪者が捕まっているという。См. Кто охраняет Президента ?, 《Правда》, 29 марта 1990г.

これらの機関はソ連邦の最高権力機関として重要な役割を果たしていたとはいえ、しかしもともと変転する情勢に機敏に対応するようにはできていなかった。また議会政治の経験の欠如のために、空転したり、無駄なおしゃべりに終始することも多かったのである。89年の最高会議第2会期は、閣僚会議の形成だけでも2ケ月要しており、それでも全閣僚を決定できず、政府は欠員を残したまま発足せざるをえなかった。(5)

もともとソビエト・システムは代表機関に全権力を集中する体制であるから、たてまえ上は代表機関は極めて強力である。従来はそれが形骸化し、党や執行機関が勝手に振舞っていたのであるが、たてまえを現実化することを求められている現在では、代表機関の権限が過度に強すぎるという面もある。強力な代表機関の存在は、執行権力が機動的に行動することを抑止する方向で機能する。ゴルバチョフ氏は、議長として、延々と続く時にはばかばかしい議論にずっと付き合っていなければならなかったのである。当時筆者は、ゴルバチョフ氏は、民主主義とは手間・暇かかるものであることを思い知らされたに違いないと書いたことがある。(6) 最高会議議長のポストは、行き詰った改革を推進するには不十分であった。

④執行権力の弱体ぶり。次項でも論じるように、今日のソ連では、権力分立論は完全に復活したといってよい。そして、今述べたように、人民代議員大会・最高会議という「立法」機関は現在かなり強力に機能しているといってよい。それに比べて執行権力が弱体なのである。サプチャックのように大統領制に消極的だった論者は、弱体な立法権のもとで執行権を強化することに懸念を表明していたが、(7) 多くの論者は、逆に、強力な立法権と貧弱な執行権を対比して論

(5) 拙稿「ソビエト議会の試行錯誤的展開」（『神戸法学雑誌』第40巻1号、1990年）第4節「閣僚会議の形成」参照。
(6) 拙稿「ソビエト議会のドラマ的展開」（『神戸法学年報』第5号、1989年）86頁参照。
(7) См.Нужны быстрые и решительные действия, 《Известия》, 14 Февраля 1990г.

じている。もともとソ連の執行権力は党の後楯があって機能していたのであるし、党自体が執行機能を分担もしていた。閣僚会議を頂点とした国家の行政機関は有効に機能しているとはいえなかった。閣僚会議メンバーはかつては100人を超えていたし、その総会は3ケ月に1回開かれるだけである。日常的に活動するのは閣僚会議幹部会であるが、そのメンバーは首相と副首相だけであり、国防相・外相・国家保安委員会議長等々の重要な閣僚は必ずしもメンバーではない（副首相の兼任である場合等を除いて）。その点からも閣僚会議は権力を集中した体制にはなっていないのである。

特に最近は、制定された法律が一向に執行されないことがしばしば指摘されている[8]。ソ連の法律が、マルクス主義の理想とは反対に、皮肉な意味で「死滅」状態にあることは以前から筆者が指摘してきたことである[9]。執行しようのないソ連の法の特質と、法律が執行されないメカニズム（官僚機構による「訓令の支配」による歪曲）についても詳しく論じたことがある[10]。ソ連では法律が執行されないことを執行権力の弱さと捉え、それを強化するために大統領のポストを置くのだという議論が多い[11]。大統領制の施行によって、最高会議等、他の国

(8) 例えば保守派のポロスコフも、大会の討論で法律が実行されていないことを批判し、その原因として次の三つを指摘している。①法律が拙速主義でつくられており、内容が不十分である、②法律を制定してもそれを実行に移すメカニズムがないため、実行しようがない（ソ連では法律を制定しても、それを実行する具体策をお役所がつくらない限り、法律はないのと同じである。しかもお役所は法律を歪めるのが通例である）、③市民に法律を尊重する精神がない。

(9) 拙稿「ソビエト法の現状分析序説」（『神戸法学年報』第2号、1986年）序論「『法の死滅』と『生きた法』」参照。

(10) 拙稿「社会主義的法治国家論の検討（上）」（『神戸法学雑誌』第38巻3号、1988年）参照。ある論者は、「官僚主義的なジャングルの法則」が法律にとって代っていると指摘している。См. На троих,《Известия》, 8 марта 1990г.

(11) См.Лазарев В.М., Указ. статья, стр. 5.; Мишьин А., Указ. статья. ; Достаточно ли власти у власти ? ,《Известия》, 4 Февраля 1990г.; речь Президента СССР М.С. Горбачева, 《Известия》, 16 марта 1990г.

家機関の権限が蚕食されるのではないかという危惧の声に対して、法律を強力に執行するための大統領であり、空白を埋めるだけのことであるから、既存の他の諸機関の権限には何の影響も与えないと説明されているのも、この点にかかわっている。

⑤最高会議幹部会から大統領へ。88年の憲法改正で最高会議議長のポストが新設された時、独裁的な個人権力の登場を懸念するむきもあった。しかしこのポストが、強力な指導力を発揮するうえで不十分であったことは先にも述べた。正確に言えば、強力な指導体制という点からは、それは不十分であるというよりもむしろ後退であった。それまで最高会議幹部会は、日常的に活動する最高権力機関であり、めったに開かれない最高会議に代って立法活動を行い、緊急事態にも臨機応変の措置を講じていた。実際には党の決定を追認するだけであったが、形式的には国家の最高指導部を構成していたのである。党と国家の機能が分離されるなかで、幹部会が旧来の権限を維持すれば、それは実質的な意味での最高指導機関になったであろう。しかし88年の憲法改正で、幹部会は単なる最高会議の議長団へと転換し、その実質的機能は最高会議と同議長に分割されたのである。そのことによって最高会議は強力な立法機関となって再生したが、同議長の方は、従来幹部会がもっていた機能の一部しか引き継がなかったのである。幹部会はウカース（幹部会令）なる法形式によって、随時必要な決定を下し、執行機関に命令を発することができた。しかし最高会議議長は、本来代表機関の長であるにすぎず、執行機関と有機的なつながりをもつことはできなかった。あくまでもソビエト・システムを維持しつつ、同時に強力な指導機関をつくろうとする矛盾がそこに表れていた。

このように88年の憲法改正は、最高会議幹部会を無力化することによって、国の指導力をかえって弱めていたのである。新設の大統領は、旧幹部会の機能を引き継ぐ（ただし立法権はもたない）ことによって、強力な指導体制をかたちを変えて復活させる試みでもあった。大統領の発する法令の名称について、

革命当初の「布告」（декрет）を採用するという案もあったが、結局かつて幹部会が発していたウカースという言葉が選ばれた[12]。大統領はウカース（大統領令）によって執行機関を指揮・命令し、また準立法的機能も果たすことになろう。このように大統領のポストは強力なのであるが、その歴史的経緯からして立法機関との関わりが強く（最高会議幹部会・同議長の後身機関）、執行権の強化という観点からはなお問題が残っていることは次項で触れる。

⑥個人権力による責任体制の確立。ソビエト体制の本質の一つは「合議制権力」という点にある。個人に権力が集中するのを避け、集団指導体制をとるのである。ソビエト国家に従来個人の元首が存在せず、ソ連共産党に議長・委員長といったポストがなかったのもそのためである（その空隙を衝いて書記長が全権力を掌握していた）。88年憲法の新設した最高会議議長のポストは、合議制権力の枠内で個人権力を形成するための苦肉の策であり、妥協の産物であった。もっとも現実にはソビエト体制は、常に独裁者を生みだしていた。しかし機構上は権限関係が明確でなく、そのため結果として極めて無責任な体制を生みだしていた。1968年のチェコスロバキア侵攻、アフガニスタンへの軍事介入、89年4月のトビリシへの軍隊導入、85年以来の「ばかげた節酒政策」が、いったいだれによっていつ決定されたのか、現在に至るも明確でないことがしばしば批判されている。それと対照的に、アメリカではウォーターゲイト事件でニクソン大統領の責任が追及されたことが、大統領制の長所であると説明されている[13]。

⑦近代化と大統領。ソ連では、この点は、まとまったかたちでは議論されて

---

(12) См.Лазврев В.М., Указ. статья, стр. 13 .; The Presidency a Serious Undertaking , 《Moscow News》, 1990 No11.

(13) См. Мишин А., Указ. статья. ; Нужен ли нам президент ? , 《Рабочая трибуна》, 24 феврал 1990г. ; На троих, 《Известия》, 8 марта 1990г.

いないのであるが、しかしもっとも重要な論点であると思う。もともとソ連は、常識的に考えられているような集権体制では決してなかった。むしろ驚く程分権的な体制をとっていたといえる。しかしそれは、近代的な地方自治や民主的な下からの政治参加とはまったく無縁で、むしろ封建社会にも似た分散的権力構造をもっていたことによるのである。最近のソ連で、これまでのソ連を「封建的社会主義」と呼ぶ例が増えているのも、このことを意味している。中央が法律を制定しても、各お役所は勝手な訓令を発して法律はズタズタにされてしまう。地方は地方で勝手な規則を作っている。末端の小役人は恣意的に法律を解釈し、賄賂でも贈らないと法律どおりに動いてくれない。まるで日本の時代劇を見ているような世界である。これは例外というよりもソ連社会の構造そのものになっている。一度中央が強権を発動すれば、もちろんそれは強力に作用する。しかし日常的には官庁・地方の独立王国や、末端の小役人の極小王国が専権を揮っているのである。[14] 日本の徳川将軍が大名を改易する力をもっていても、日常的には直轄地以外は直接人民を支配することはできないのと同じようなものである。このような現実を、ソ連社会に残る封建社会の遺産とし、本来社会主義とは相容れないものとみなすことはできない。むしろそれは社会主義に特有の官僚主義や共同体的社会編成の必然的帰結なのである。

したがって、大統領制による執行権力の強化とは、現存する執行権力を前提にしてそれを強化することを決して意味しない。むしろ逆に、既存の封建的・官僚主義的な執行権力を解体し、それに代って近代的な法治国家的意味での執行権を形成することを意味する。今日の西欧諸国は、ソ連のような独裁的で超法規的な意味での強力な集権体制はとっていないが、法治国家的意味において

---

(14)　註(9)の拙稿参照。大統領が非常事態を宣言するに当って、加盟共和国の同意等の条件があるが、それが共和国の主権の尊重という大義名文に隠れて官僚主義的妨害の道具になるという指摘もある。正しい面があると思う。

はソ連よりも遙かに集権度は高い。近代化のためには、分権的で独立王国化した膨大な官僚機構を解体し、大統領を頂点とし、法に媒介された集権体制を確立することが必要なのである。

このことは市場経済への移行の問題とも深く関わっている。現在ソ連では、市場経済への移行が模索されている。図式化していえば、資本主義社会では市場が社会を統合しているのに対して、社会主義社会では官僚機構が社会を結合してきた。市場の法律が果す役割を官僚機構が代替してきたのである。価格決定のメカニズムにそれは典型的に表れている。市場の法律が支配する社会においては、市場の普遍性に対する妨害物は排除され、ナショナルな範囲で均質な統一的社会が形成される。封建的な分散した権力は市場の普遍性にとって障害となり、その解体と中央集権的な権力の構築が要請される。市場の法則性を規範的に反映するのが法律であり、法の支配の下、スマートで集権的な法治国家が建設されなければならない。行政的・指令的方法による管理から、経済的・法的方法による管理への転換が説かれているのも、そのことを物語っている。(15)

西欧の歴史においても、市場経済の発展とともに法治主義の精神が根を下し、それに対応する政治形態として絶対君主制が登場したことが今ソ連でも注目されている。ソ連の封建的ともいえる分権的な官僚主義的権力構造を打ち破り、統一的な市場を用意するためには、統一的に法を実現する集権化された執行権力が必要であろう。とりわけ市場経済が軌道に乗るまでの過度期においては、絶対君主にも似た強力な集権的大統領制が不可欠であろう。

以上のように、大統領制の導入は、市場経済化・近代化・法治国家の建設といった原則的観点からも、また直面するさまざまの危機を乗りこえていくという現実的要請からも、必然化されたものであった。これだけの大きな制度改革が、極めて短期間で、基本的な反対意見に直面することもなく実現されたのは、

---

(15) См.Лазарев В.М., Указ. статья, стр. 5.

その必然性がソ連の世論によっても認識されていたからであろう。ただ補足すれば、ソビエト体制と矛盾する大統領制が、摩擦なく受けいれられていった背景には、ソビエト体制そのものが信頼を喪失していることもあるが、同時に、危機のなかで絶対的指導者を待望する社会心理、「強力な手」、「畏怖すべきボス」への憧れといった伝統的なソビエト庶民の心情も無視できない[16]。大統領制が危険な指導者を生みだす危険性は依然として存在するのである。

（2）　ソビエト・システムから権力分立体制へ

ソビエトの議会化や大統領制の導入によって、革命以来のソビエト・システムは破産したといってよい。ではソビエト・システムとは何か。この問題については筆者はすでに何度も論じたことがある[1]ので、ここでは必要最小限の既述にとどめる。ソビエトは、労働者が下から自然発生的に代表を派遣することによって成立した代表機関であった。それは革命の機関として登場したものであったが、革命後も統治機関として維持された。それは近代的な権力分立体制の否定物であり、代表機関たるソビエトの下に全権力を集中した。とりわけそれはソビエトのもとに立法・執行両権を統合した。それは典型的には、例えば議会の予算委員会が財政省の機能を吸収するというかたちをとる。立法・執行両機関が並列する場合も、両権は均衡・抑制の関係にあるのではなく、支配・服従の関係におかれる（立法機関が執行機関を支配する。もっともソビエト・システムの下では、立法機関・執行機関といった表現も一般には用いない）のである。

もっとも現実には、共産党の政治支配のもとに、ソビエト権力は早くから形

---

(16) См. Мишин А., Указ. статья.

(1) 拙稿『ソビエト憲法理論の研究』（創文社、1984年）、拙稿「ソビエト司法の統制化」（社会主義法研究会編）『社会主義と司法』、1987年）「ソビエト国家システムの改革」（『神戸法学雑誌』第39巻3号、1989年）参照。

骸化していた。しかしたてまえ上は、あくまでもソビエトこそが全権力の担い手であった。現行憲法でもそのことは次のように表現されている。すなわち第2条によれば、権力の担い手としての人民は、ソビエトをとおしてその権力を実現し、他のすべての国家機関はソビエトの統制下におかれ、それに報告義務を負うのである。同第3条の定める民主主義的中央集権主義は、権力機関を選挙によって下から段階的に構成し、下級機関は上級機関に服従することを規定している。人民は最高会議（ソビエト）を選出し、後者は政府を形成する。下級機関としての政府は最高会議に全面的に服従し、後者は前者の任意の決定を破棄できるのである。このようなソビエト・システムには大統領制を容れる余地はない。これらの条項がいずれ改定されるのは必至である。

さてペレストロイカのもとで、あるいはすでにそれ以前から、ソ連においても権力分立論が復活しつつあったことは、別稿で詳しく論じてきた。[2] しかし89年から90年にかけての社会主義諸国の激動とソ連の大統領制の導入までは、権力分立論の復活はまだ完全ではなく、括孤付きのものであった（実際この語は括孤付きで用いられることが多かった）。しかし現在では、理論としての権力分立論はほぼ完全に復活したといってよい。今日ではソ連の論者でそれを否定する者は例外的にしか存在しないであろう。ブルラツキーは、モンテスキュー以来の権力分立論が今日では西欧と多くの発展途上の国で採用されているのに、ソ連は例外になっていると批判し、「すべての文明世界が採用している権力分立原則にわれわれも戻らなければならない」と主張した。[3] 法学者ミーシンも、権力分立論をわれわれには無縁のブルジョア民主主義の所産などというのは「政治的迷信」であり、「権力分立がいかに有益であり必要であるかを理解す

(2) 拙稿「社会主義的法治国家論の展開（下）」（『神戸法学雑誌』第38巻4号、1989年）第5節「権力分立論と立憲主義論」、註（1）の「ソビエト国家システムの改革」参照。
(3) См. Бурлацкий Ф., Президент и разделение властей, 《Известия》, 10 Февраля 1990г.

るためには、文明諸国の経験を繙くだけで十分である」と言っている[4]。法学者サビツキーも、われわれは権力分立論を、絶対に受け容れられない「ブルジョア的がらくた」とみなしてきたが、現実はそれが必要という結論に導いたとし、「われわれは世界文明の経験が証明したことを今やっと後馳ながら理解するに至ったのである」と述べている[5]。

ついでながら、今いはば偶然に引用した三人の発言に共通にでてくるように、最近は「文明」という言葉が比較的よく用いられる。資本主義と社会主義という対比ではなく、文明と非文明が区別され、現在のソ連は非文明社会から脱出してやっと文明社会に仲間入りしかかっているというわけである。90年2月に発表された共産党の政綱案も、「立法・執行・司法の権力機能の分立が、管理の効率化にとってカギとなる重要性を獲得している」と認めている。ただしここでは、「権力分立」ではなく、ソ連に伝統的な「機能の分割」というあいまいな表現がなお用いられており、それも民主主義・自由主義の観点からではなく「管理の効率化」のためとされている。この点もソ連に伝統的な考え方である。

1990年6月のロシア共和国の主権宣言には、「立法・執行および裁判権力の分立は、ロシア共和国が法治国家として機能する場合の最重要原則である」という項目がある（第13項）。白ロシア共和国の主権宣言にもまったく同じ規定がある。ウクライナ共和国の主権宣言も、「共和国における国家権力は、その立法・執行および裁判の分立の原則に基いて実現される」と宣言している（第3項[6]）。90年7月の第28回共産党大会の採択した「綱領的宣言」も、「立法・執行・裁判の権力分立は、無制限の権限の簒奪、権力の濫用を防ぐ保証をつく

---

(4) См. Мишин А., Власть авторитета или авторитет власти ?, 《Известия》, 2 марта 1990г.

(5) См. Достаточно ли власти у власти ?, 《Известия》, 4 Февраля 1990г.

る」と述べている。このように権力分立論は、公式に承認されつつあるのである。

理論とは別に、現実の制度改革も、権力分立型へと移行してきた。ソビエトを、かつてまさにそれに対置されたところの「議会」とみなすことに、もはやだれも反対はしない。ソビエトは、形骸化したそれを本来の「全権力ソビエト」（権力分立論の否定）に戻すという屈折した過程を経て、立法機関・議会としてのソビエトへと純化された[7]。既述のとおり、90年3月の憲法改正は、最高会議の機能から「処分」機能を削除することによって、それが立法機関であることを明確にした。これまで最高会議は「最高権力機関」であって、立法機関と限定されてはいなかったのである。89年の人民代議員大会と新最高会議（両機関ともソビエトである）の発足以来、ソビエトは、未熟とはいえ、西欧型の議会としてすでに活発に機能している。ソビエトと議会の構造的相違については別稿でも詳しく論じたことがあり[8]、詳細はそちらに譲るが、例えば代議員の職業性も重要な基準になる。以前はソ連の代議員は職業ではなかったが、今日ではその職業化が進んできている。しかしこの点では新しい展開もあり、また別稿を用意しなければならない。

ソビエトは議会化し、執行権力としての大統領体制も確立された。司法権はなお弱体であるが、理論上は司法権の独立論も完全に復活している。憲法監督委員会も活動を開始している。このようにして、ともかくも制度の上だけでは権力分立体制が採用されたと一応いえるのである。しかし制度の面だけみても、旧ソビエト体制の遺産はなお根強く生き残っており、あるいは権力分立として

---

(6) См.《Аргументы и Факты》, 1990г., №. 24,29,31, ; Тихомиров Ю. А., Власть в обществе : единство и разделение, 《СГиП》, 1990г., №. 2.

(7) 拙稿「ソビエト国家論の屈折的展開」（『神戸法学雑誌』第39巻1号、1989年）参照。

(8) 註(1)の拙著および拙稿「ソビエト国家システムの改革」の「人民代議員」の項参照。

不完全な点が種々みられる。

ここで基本的な国家機関とその機能を整理すれば次のようになる。まず人民代議員大会は「最高国家権力機関」とされ、全能の機関となっている。これは権力分立体制とは異質のソビエト体制の遺産である。最高会議は「立法・統制機関」とされ、権力分立論的な立法機関に近づいた。しかし、すぐ後に述べるように、閣僚会議の上級機関というソビエト的要素もなお維持している。閣僚会議は「執行・処分機関」とされ、これも権力分立論型の機関である。大統領は元首であり、「最高国家権力機関」と「最高行政機関」（閣僚会議）の相互協力を保障することになっている。このように、新生のソ連の国家制度は、権力分立体制としてあいまいな点を残している。

人民代議員大会は、なお最高権力機関とされており、全権力を集中しているかのようである。既述のとおり、憲法に明文はないものの、それは当然に大統領令をも破棄する権限をもつとされている。また大統領は法律の署名を拒否する権限を有している（その場合最高会議が3分の2の多数で再可決すれば大統領は署名しなければならない）が、この法律は最高会議の採択した法律であり、人民代議員大会の制定する法律は含まれていない。これも明文はないが、論理上当然そうなる。また最高会議は閣僚会議決定を破棄することができる（憲法第113条18項）。これは違憲・違法の判断による必要はなく、政策的観点・合目的性の判断から自由に破棄できるのである。これはソビエト・システム上、前者は後者の上級機関だからであって、両者は抑制・均衡の関係にあるのではないからである。このように「ソビエトの全権力性」の論理はなお残っているのである。一見極めて強力にみえる大統領の権力も、人民代議員大会によってコントロールすることは可能であり、大会の活動ぶりによっては大統領の行動を厳しく制約することもできるのである。

今、最高会議は閣僚会議決定を破棄できると書いた。他方で大統領は、閣僚会議決定を停止することができるだけで、破棄はできない。閣僚会議が自主的

に考え直すのを待つか、そのように指導するか、または最高会議が破棄するよう求める以外にない。このように大統領と閣僚会議の関係にもあいまいな点がある。既述のように、憲法は閣僚会議を執行機関と規定しているが、大統領は執行機関とはされていない。アメリカの大統領のように直接執行権を担うのではなく、またフランス大統領のように閣議を主宰するわけでもない。ソ連の大統領は、執行権力・閣僚会議を直接指揮するようにはなっていないのである。この点もソ連の大統領制が意外に弱体であることを物語っている。ただ大統領は、「法律に基き、法律を執行するために」大統領令を発することができる。つまり大統領は、この大統領令を発することによって、一定の処策を実行するよう閣僚会議に命じることができるのである。大統領は、このような間接的方法で執行権力を動かすことができるだけである。ブルラツキーは、最高会議議長のポストでは政府を指導できないことを大統領制導入の根拠の一つにしていたが[9]、大統領にも同種の問題がなお残っているのである。

この点で、既述のように、憲法が、大統領は、「最高国家権力機関」（人民代議員大会・最高会議）と「最高管理機関」（閣僚会議）の「相互協力を保障する」と規定しているのが注目される。大統領は、執行機関なのではなく、立法・執行機関の中間に位置するその調整機関なのである。大統領令が、かつての幹部会令に代るものであることはすでに述べた。かっての幹部会や最高会議議長のポストは、まさに立法・執行機関の媒介機関であった。大統領のポストもなおその残影を引きずっているのである。90年の春および秋、市場経済への移行計画をめぐってゴルバチョフ大統領とルイシコフ首相の間に不協和音が聞こえた。このような不和が生じるのも、大統領が執行権力として十分に確立されていないからである。

---

(9) См. Еурлацкий Ф., Указ. статья. ; Лазарев В. М., Президент СССР,《СГиП》, 1990г., №7, стр.11.

権力分立原則が承認されたといっても、同時に権力機関相互の協力体制を強調するのがソ連の特徴である。大統領直属の連邦評議会や大統領評議会に、最高会議議長も参加権を有するのは、両者の協力の具体的な組織形態となろう。閣僚会議議長も大統領評議会のメンバーであるし、この両評議会（その合同会議もある）が権力の中枢を担うことになりそうである。やや杜撰な言い方ではあるが、これらの機関が従来の党政治局に代る役割を果たすことになる。89年の人民代議員大会開催以来共産党は政治の実権を失ってきており、90年7月の第28回共産党大会以降そのことはますます明確になってきている。

さて90年3月にゴルバチョフ氏が大統領に選出されて以来、その具体的な活動スタイルが徐々にかたちをとりつつある。すでに公布された大統領令のなかには、憲法統制権を行使して、加盟共和国の法令を無効としたものもあるし、事実上立法活動を行っていると思われるものもある。もともと権力分立体制として未熟である上に、立憲主義政治の経験も不足している。しかも市場経済への移行に関連して大統領には非常権限が与えられることになり（90年9月）、生まれたばかりの権力分立体制は早くも重大な歪曲を被っている。しかし今進行しているのは「革命」であり、革命は法の支配を破壊しつつ前進する以外にないのであるから、これもまた止むをえないところであろう。ソ連の権力分立体制の具体的な分析については別稿を用意したいと思う。

以上論じてきたように、いろいろな歪みをもつとはいえ、またその現実は今後の運用を待たなければならないとしても、ともかくソ連も権力分立型の権力構造をとるに至った。そのことによって革命以来のソビエト・システムは終焉を遂げたのである。このような議論がソ連にも存在することは最初にも紹介した。国家の名称から「ソビエト」の語を削除するという議論も現実味を帯びてきている。しかし別の議論もある。ソビエト体制と大統領制は矛盾しないといった妥協的な説である。例えば法学者イリインスキーは、「大統領のポストはソビエト統治形態と両立しないというこれまでのステレオタイプ化した思想を捨

てなければならない」と述べている[10]。しかしこの種の議論は、社会主義と市場経済は両立するとか、社会主義と複数政党制は矛盾しないといった議論と同種の欺瞞である。古い政治的迷信に代る新しい迷信にすぎない。「ソビエト」の語が、特殊の政治的意味と歴史的背景を失い、当初の意味、すなわち単なる「会議」という意味以外では用いられなくなる日が近い将来くることも十分考えられるのである（1990年10月5日筆）。

（後記：1990年12月、大統領内閣制の導入等、憲法の再改正が行われた。）

---

(10) См. Достаточно ли власти у власти?, 《Известия》, 4 Февраля 1990г.